農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2009 9 SEPTEMBER

個人金融と規制対応

●家計金融資産の動向と展望

●米国クレジットユニオンと預金保険制度

●自己資本比率規制における規制基準についての一考察

●資金決済分野への事業会社の進出と金融機関の対応

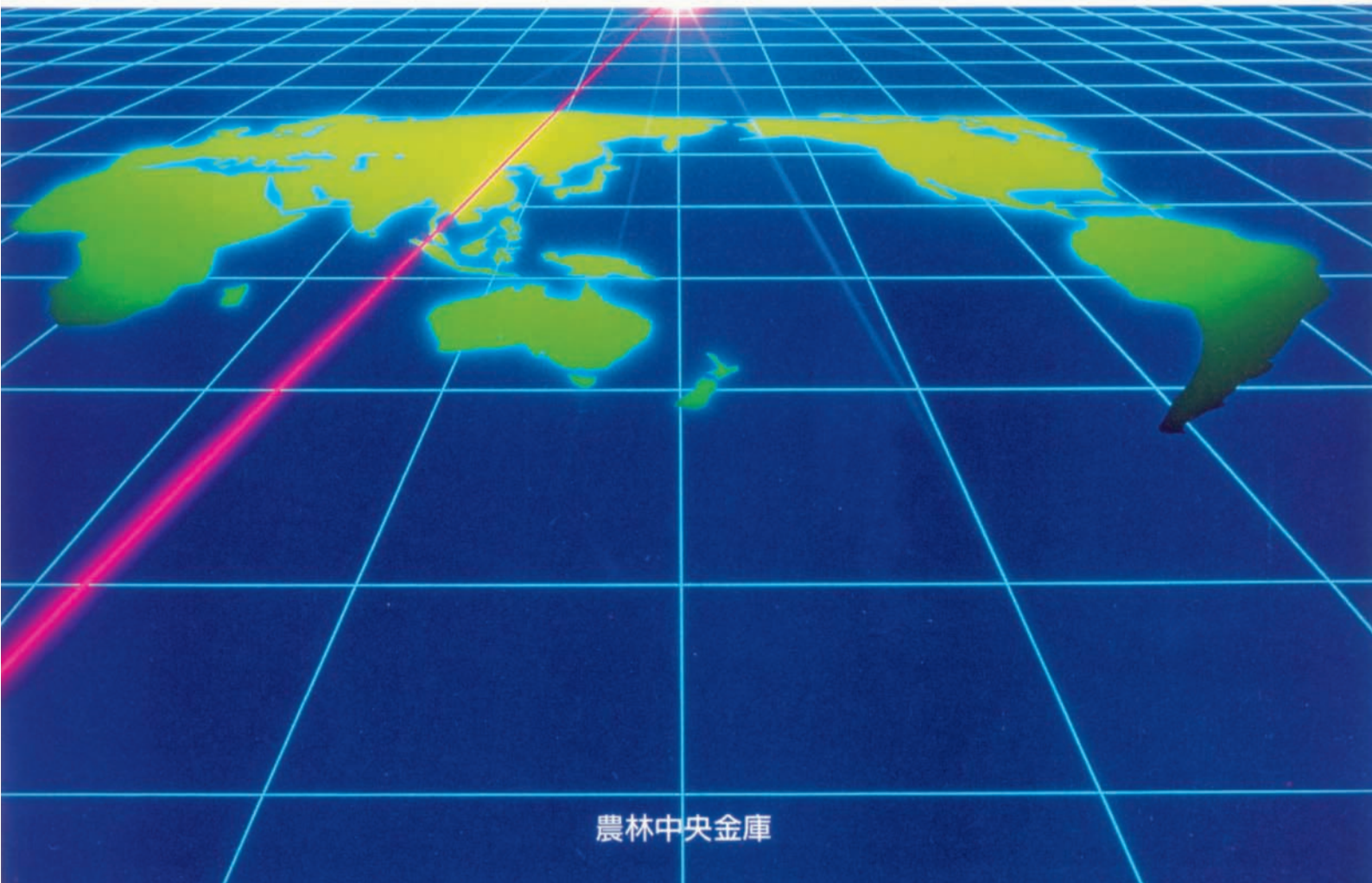

農林中央金庫

今月の窓

人口問題は未来を変える出発点

我々を取り巻く社会・経済の将来予測はままならない。将来への期待や思いを内包するシナリオと称される見通しでも，時間の経過とともにズレが大きくなり色あせたものとなることが多い。予測の前提とすべき条件・情報の不足や相互作用の複雑性など，予測が外れる理由・原因をあげることは枚挙にいとまが無いが，社会・経済についての予測への人々の信頼は低いといわざるをえない。四半世紀近く経済予測をしてきた自分自身を振り返ってみても，予測は当たらないものだという批判を甘んじて受けなければならないと思う。

ただし，精度・確度の高い予測も存在する。その代表格が人口推計である。人口推計は，出生率と死亡率(生存率)の将来予測をもとに行われるが，今，1970年ごろに行われた人口推計をながめると，主要人口論学者のシビアな推計だけでなく，公的推計(当時の人口問題研究所)においても，現在の人口状況を大きく外した予測となっていない。40年前の70年の時点で，今日の少子・高齢化が進行し人口減少が始まる人口問題の深刻化を照射していたわけである。たとえば，公的年金問題についても，1973年に当時の物価で「１万円年金」から「５万円年金」へ，現役世代の給与の62%を支給水準とする年金制度へと底上げされたが，当時の人口推計から考えてよほどの高成長を続けない限り，その制度が持続可能なものでないことは想定できていたはずである。

人口問題が日本の将来リスクの大きな部分を占めており，そこから派生する問題が将来不安の中核にあることは間違いない。社会保障・人口問題研究所が発表する将来人口推計が公的なものとして広く知られ政策の策定にも重要な役割を果たしているが，人口推計を見据え，それを深刻なリスクシナリオとして我々は受け止めなければならない。

人口減少による社会・経済への悪影響が同心円上の均等な縮小として起こるなら一人あたりの所得等の分配＝パイも変わらず，むしろ過密を解消するなどのメリットが生じる。しかし，実際の悪影響は不均等・偏り，格差を拡げる形で起こると考えるのが妥当だろう。その点で，地方の経済縮小や過疎進行のダメージは，甚大なものとなる可能性がある。

また，少子高齢化と人口減少は農業に対しても明らかな逆風だ。担い手の高齢化ないしは減少という供給サイドの問題に加え，需要減少も大きな問題となる。2005年から2030年にかけて人口は１割の減少が予測されるが，カロリーベースの食料消費量の減少は人口減少に高齢化の進行が加わり，13%以上になると試算される。

政治・政策の分野で政党の枠を超え，少子化対策と子育て支援への取組みが積極化され始めたことは好ましい。人口を増やすだけが豊かな国造りの手段ではないが，急激な人口変動のデメリットは計り知れない。国民一丸となって，文字通り「国家100年の計」である人口問題に立ち向かうことは，様々な将来リスクを軽減する観点から重要と思われる。

（(株)農林中金総合研究所　調査第二部長　渡部喜智・わたなべのぶとも**）**

農林金融　第62巻　第9号〈通巻763号〉　目　次

今月のテーマ

個人金融と規制対応

今月の窓

人口問題は未来を変える出発点
（株）農林中金総合研究所 調査第二部長　渡部喜智

家計金融資産の動向と展望
南　武志・田口さつき ―― 2

米国クレジットユニオンと預金保険制度
古江晋也 ―― 14

地銀における国際統一基準と国内基準の並存の問題点について
自己資本比率規制における規制基準についての一考察
矢島　格 ―― 26

資金決済分野への事業会社の進出と金融機関の対応
鈴木　博 ―― 40

談話室

農業と心の教育
八ヶ岳中央農業実践大学校校長　小口英吉 ―― 38

情勢

2007年度の農協経営の動向
福田竜一 ―― 54

本棚

生源寺眞一　著
『新版 よくわかる食と農のはなし』
鈴木利徳 ―― 53

統計資料 ―― 62

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

家計金融資産の動向と展望

主任研究員　南　武志
主事研究員　田口さつき

〔要　　旨〕

1　わが国の家計部門が保有する金融資産は，全体で約1,400兆円（2008年度末）であり，一世帯あたりでは約1,680万円（08年平均）である。それらの内訳を見ると，預貯金といった安全性の高い資産の占める比率が５～６割に達している一方で，株式・株式投資信託などリスク性の高い資産の比率は低い。なお，2000年以降，家計部門全体の金融資産残高の変動は，新たな貯蓄の流入よりは，資産価格変動に伴う影響を大きく受けていることが確認できる。

2　世帯主の年齢階層別の金融資産保有状況によれば，金融資産は子供の教育費負担や住宅ローンの返済などが一段落する一方，退職金の受取が始まる50歳代後半以降に急速に積み上がる傾向があり，その結果，高齢者世帯に金融資産が偏在していることが確認できる。それゆえ，団塊世代を含めた高齢者世帯が先行きどのような資産選択行動をとるのかが，将来を見通す上での重要な鍵を握るポイントとなる。

3　世代ごとに金融資産選択行動について分析した結果，リスク性の高い金融資産に対して，明確に選好が高まったような階層はなかった。これまでのところ，高齢者層も含めて，家計部門のリスク性の高い金融資産の保有「量」はほぼ一定であり，保有「額」の変動は主に株式市場などでの価格変動によって生じている可能性が高い。

4　2020年までを見通した場合，１％台半ばの名目成長率などの前提の下で，家計貯蓄率は低水準ながらもプラス状態が続く結果，家計部門全体では1,665兆円まで蓄積が進む。一方で，この間も進行する「高齢化」という人口要因が家計の保有する金融資産の構成へ与える影響はそれほど大きくなく，また株式などリスク性の高い資産に対する選好が大きく高まらない限り，金融資産の保有構造には大きな変化を見込むのは難しい。

5　金融システムの健全性という観点から見た場合，最終的なリスクマネーの供給者である家計部門の金融資産が預貯金に偏り，銀行セクターに資金が集中している状況は決して好ましいことではなく，その修正が求められる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
――金融資産保有の安全志向――
1　最近の家計金融資産の動向
⑴　マクロから見た家計金融資産の推移
⑵　世帯から見た家計金融資産の推移
2　高齢者の保有する金融資産の動向
⑴　高齢者の消費・貯蓄行動について
⑵　投資行動の変化（世代間の比較）
⑶　近年のリスク性資産の保有状況
3　今後の家計金融資産の展望
⑴　前提条件
⑵　家計の金融資産残高の予測
⑶　金融資産別保有比率の変化の予測
おわりに
――金融システムの健全性の視点から――

はじめに
― 金融資産保有の安全志向 ―

わが国における家計の貯蓄行動や金融資産選択行動の特徴として挙げられてきたのは，高い家計貯蓄率の下，現金・預貯金といった安全性の高い資産保有の比率が高い一方で，株式や株式投資信託などリスク性資産の保有比率は決して高くない，ということであった。しかし，今やわが国の家計貯蓄率は2.2%（2007年度，SNAベース）と，国際比較の上でも決して高くはなくなっているほか，少子高齢化が一段と進行するといった人口構成の変化に加え，それがもたらす経済成長率の傾向的な鈍化，年金など社会保障制度の再構築など，家計を取り巻く社会・経済環境の大きな変化が，家計の貯蓄行動や金融資産選択行動にも少なからぬ影響を与えることが十分予想される。本稿では，こうした点を踏まえ，10年後の日本経済・社会を見据えた上で，家計金融資産を展望していきたい。

1　最近の家計金融資産の動向

家計部門の金融資産残高を示す統計としては，家計部門全体というマクロの視点からとらえた日本銀行「資金循環統計」や内閣府「国民経済計算年報」，一世帯あたりというミクロの視点からとらえた総務省「全国消費実態調査」，同「家計調査（貯蓄・負債編）」などがある。以下では，上記の統計を使い，マクロ・ミクロ両面から最近の家計金融資産の動向を確認してみたい。

⑴　マクロから見た家計金融資産の推移

a　「資金循環統計」にみる家計金融資産

まず，日銀「資金循環統計」から，家計部門全体の金融資産（時価）の保有状況を見ていきたい。第１図によれば，08年度末の家計部門の金融資産は約1,410兆円と，前年度末から約54兆円減少した（率にして△3.7%）。内容的には，08年度内に新たな貯蓄が約15兆円流れ込んだものの，秋以降

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1図　家計金融資産の推移

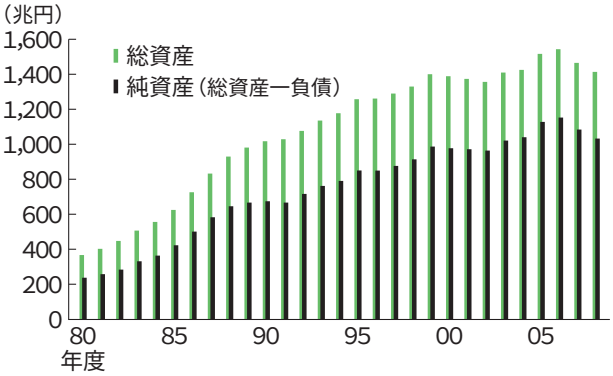

資料　日本銀行「資金循環統計」

の金融危機勃発に伴って急激な株安や円高が進行したことなどによって，株式・出資金が約41兆円，投資信託が約18兆円，外国証券が約６兆円，それぞれ目減りし，全体でも約69兆円のキャピタルロスが発生した影響が出ている。

また，家計が保有する金融資産の内訳については，上述の通り，大きく値下がりした株式・出資金や投資信託の比率が低下する一方で，現預金の比率が急上昇したことが見て取れる。

一方，家計の金融負債も約380兆円と，前年度末から約４兆円の減少となった。内訳としては，民間・公的の両金融機関からの住宅貸付が金額的には減少したものの，合計で約188兆円と，負債全体の49.5％とほぼ半分に達しており，この比率は増加する傾向にある（1980年度末：32.9％，90年度末：32.0％，2000年度末：44.3％）。

b　資産残高の変動要因

次に，金融資産残高の変動要因について考えてみたい。aでも簡単に触れたように金融資産残高の変動は以下のように考えることができる。

（今年度末の金融資産残高）
＝（前年度末の金融資産残高）
　＋（年度中に行った貯蓄…㋐）
　＋（年度内の資産価格変動分…㋑）

第２図は80年度以降の両要因の推移を示しており，90年代半ばまでは毎年50兆円ほどの「年度内に行った貯蓄（㋐）」があったが，その後は大幅に縮小していることが見て取れる。この動きは，家計貯蓄率の変動とも整合的である。

一方，「年度内の資産価格変動分（㋑）」については，貯蓄要因が相対的に小さくなる中で，その影響度が高まっている。特に，2000年度以降は調整額の方が大きく，その動き自体が全体の趨勢を握っているといっても過言ではないだろう。ちなみに，この調整のほとんどは株式・出資金の価格変動によるものであり，その変動は当然のことながら株式市場の動きとほぼ同じである。

第2図　家計金融資産の増減要因

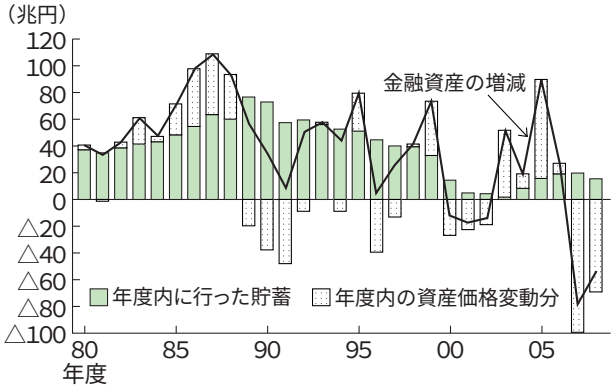

資料　第1図に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

⑵　世帯から見た家計金融資産の推移

次に，総務省「全国消費実態調査」や同「家計調査（貯蓄・負債編）」を用いて，１世帯あたりの金融資産保有の実態について見たいが，まず簡単に両者の統計の違いを指摘しておきたい。前者は家計部門の消費・貯蓄行動などに関しての５年ごとに行われる約６万世帯を対象にした詳細なデータである。これに対し，後者は対象が約8,000世帯と少なく，バイアスがかかる可能性は否定できないものの，四半期ごとにデータが公表される。なお，04年時点の「家計調査」と「全国消費実態調査」を比較したところ，「家計調査」の金融資産保有額が1.1倍程度多いものの，資産構成は類似していることから，後記２以下の分析では05年以降の動きを「家計調査」で補って考えていくこととしたい。

a　「全国消費実態調査」

総務省「全国消費実態調査」の最新調査である04年分によると，１世帯あたりの金融資産残高は約1,500万円である。そのうち，６割に相当する950万円ほどが預貯金である。このように預貯金の割合が高いのはわが国の家計の金融資産保有の代表的な特徴である。一方，株式や債券などを含む有価証券は約170万円と，金融資産残高のなかの11％程度にとどまる。

b　「家計調査（貯蓄・負債編）」

08年の１世帯あたり（２人以上の世帯，年平均）の金融資産残高（家計調査では「貯蓄現在高」と呼ぶ）は約1,680万円で，前年に比べて39万円の減少であった（率にして△2.3％）。なお，「全国消費実態調査」の調査年次である04年以降，08年までは概ね約1,700万円前後で推移している。

一方，世帯主の年齢別に見ると，04年時点から30歳未満の世帯で約２割（351万円→272万円），30歳代の世帯で約１割（709万円→635万円）の減少となっている。しかし，金融資産の保有額の大きい40歳代以上の年齢層では小幅な減少にとどまっており，全体としての金融資産保有額に大きな影響が出ていないように見えている。

ちなみに，世帯ベースで資産残高を見る場合，持家の有無や後述する世帯主の年齢などによってばらつきがあり，左側に裾野が長い分布となっているのが特徴である。ちなみに，08年に関しては，中位数が「995万円」，最頻値は「100万円未満」であった。

また，金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査（2008年）」によれば，貯蓄残高がゼロという世帯は２人以上世帯で22.1％，単身者世帯で30.0％となっており，無視できない割合となっている。

２　高齢者の保有する金融資産の動向

⑴　高齢者の消費・貯蓄行動について

世帯ごとの金融資産保有状況を見た場合，わが国では高齢者の金融資産の保有額が特に高く，以下のような特徴が見られる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

まず，50歳代後半から60歳代前半にかけての金融資産保有額の増加が顕著である（第３図）。次にリスク性資産である株式・株式投資信託の保有も高齢者に偏っている（第４図）。株式・株式投資信託の平均保有額が104万円であるのに対し，60歳以上では170万円以上を保有している。

以上の特徴は，わが国の家計部門における金融資産が高齢者世帯に偏在しており，彼らの金融資産選択行動がマクロでみた家計の金融資産保有構造に大きな影響を与えていることを示唆するものである。

高齢者の消費・貯蓄行動を考える上で，彼らが自らの効用を最大化することに最も関心があるのか，それとも子孫に残す遺産のことを考えて行動しているのか，ということを考えるのは重要である。前者は「ライフ・サイクル仮説」と呼ばれ，就労している時期にあらかじめ引退後の生計費を蓄え，老年期にそれを取り崩す，と想定する。仮に財産を残すとしても，それらは自らの老後の面倒を見てもらう目的などを前提としたものと考える。一方で，そうした介護などを当てにせずに，純粋に子孫のために利他的に財産を残すという考え方は，「ダイナスティ仮説」と呼ばれ，高齢者は引退しても貯蓄を取り崩すとは限らない，ということである。

第３図からわかるように高齢者の金融資産保有額は60歳代後半以上の世帯でも2,000万円以上で推移しており，あまり変化がない。このように全体的に見れば高齢者がなかなか貯蓄を取り崩そうとせず，わが国では一見ダイナスティ仮説が成り立っているように見える。しかし，わが国の高齢者の就労状況として，農林漁家を含む自営業者の比率の多さから来る，国際的に見て高い労働力率が特徴とされてきた経緯もあり，こうしたことも考慮する必要があるだろう。なお，ライフ・サイクル仮説が示唆しているのは，引退後の高齢者が貯蓄を取り崩していく可能性であるが，実際，「家計調査」によると，わが国の無職高齢世帯の貯蓄率は2000年代半ば以降マイナス20％超で推移するなど，大きく貯蓄を取り崩していることが確認できる。それゆえ，

第３図　世帯主の年齢別 金融資産保有額

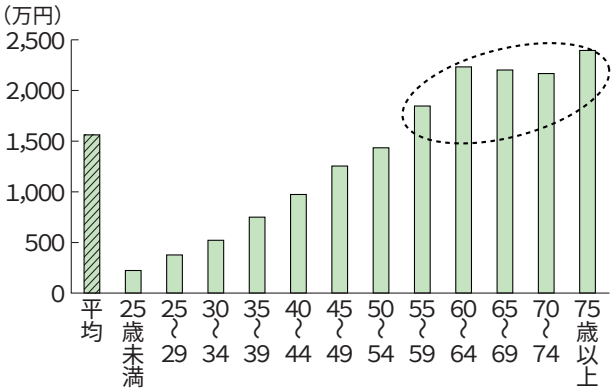

資料　総務省「全国消費実態調査」（2004年）

第４図　世帯主の年齢別 株式・株式投資信託の保有状況

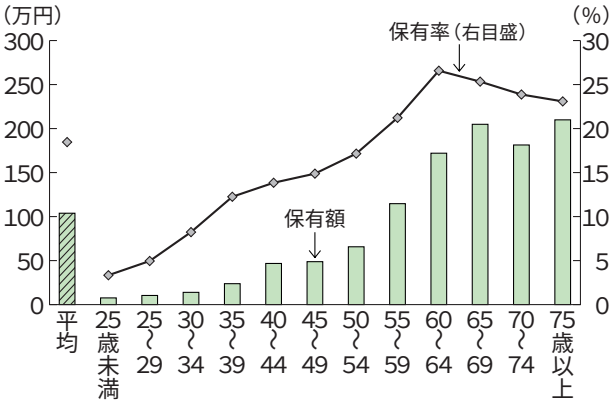

資料　第3図に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ライフ・サイクル仮説がわが国でも成り立つことを前提としても差し支えはないと思われる。以下では，この理論が示唆する貯蓄行動を前提に金融資産の将来推計を行うこととしたい。

(2)　投資行動の変化（世代間の比較）

世代間の比較をする際，「戦前・戦中世代」，「団塊世代」，「団塊ジュニア世代」などと分類されることが多いが，就業・雇用環境や金融制度の変化など世代ごとに経験してきた社会・経済環境の違いも家計の金融資産の選択行動に影響を与える可能性が高い。

例えば，「団塊世代」やそれ以降の世代が，「戦前・戦中世代」よりもリスクテイクに積極的であれば，わが国の家計の金融資産のポートフォリオは現在のものとは違ったものとなる可能性がある。

そこで，同期間に生まれた年齢層（擬似コーホート）ごとの金融資産の保有状況の推移を「全国消費実態調査」（94年，99年，04年）により，見ていきたい。

第５図は，金融資産の保有額について示したものであるが，折れ線が重なっており，経済の長期低迷で30～40歳代で下方推移が見られるが，基本的には10歳ほど年上の世代からの違いがあまりない。また，50歳代後半から60歳代前半にかけて金融資産保有額が増加し，その後は頭打ちになるところなど，第３図とよく似ている。

一方，株式・株式投資信託の保有額は高齢になるほど増額するが，世代間の差が顕著である（第６図）。推移も年代により異なる。50年以降に生まれた世代では，94年当時の保有額が10年後もほぼ変わらない傾向がある。これに対し，「1935～39年生まれ」と「1940～44年生まれ」で明確に増加した。しかし，「1930～34年生まれ」はほとんど変化がなかった。また，「1945～49年生まれ」はいったん減少し，99年から04年にかけて増加した。

分析対象の94年から04年の間，日本経済は中期的な低迷状態が続いていたが，94年当時に50歳以上だった層が当時と比べ保有

第５図　年齢層（疑似コーホート）ごとの金融資産保有額の推移

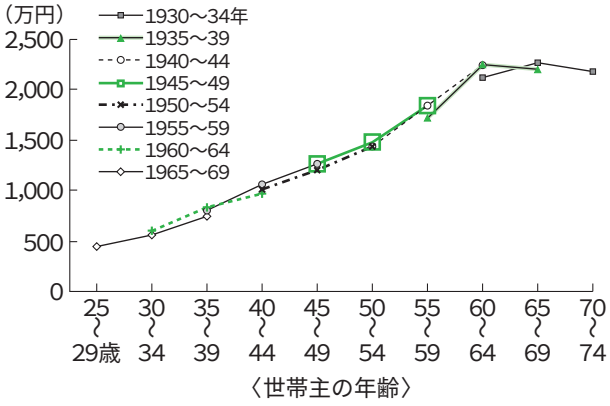

資料　総務省「全国消費実態調査」（1994, 1999, 2004年）

第６図　年齢層（疑似コーホート）ごとの株式・株式投資信託保有額の推移

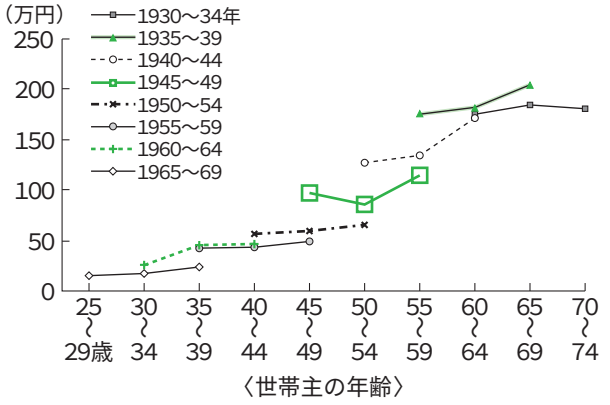

資料　第5図に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

額が増加しているのは，すでにリスク性資産への投資を行うような資金的な余裕があり，株価下落を許容できたということが一因だったと思われる。一方，当時の50歳未満の層は株式・株式投資信託の積み増しは見られず，10歳上の年齢層と比べて保有額がより低水準であった。

以上の分析を通じて，94～04年の10年間で，株式・株式投資信託において，裾野は決して広がっていなかったことが見て取れる。

なお，07年に内閣府が行った「『貯蓄から投資へ』に関する特別世論調査」によると，株式・投資信託への投資の今後の意向について「今後も行いたい」という回答は18.6%と前回（05年調査）の16.3%から上昇しているが，その伸びは緩やかだ。一方で，「現在行っていないし，今後とも行う予定はない」という回答は前回の68.5%から74.1%に上昇しており，依然として家計の慎重姿勢がうかがわれる。

(3) 近年のリスク性資産の保有状況

04年以降は，金融機関の団塊世代の退職金運用期待の高まり，投資信託販売網の拡充・整備，多様な金融商品の導入など，リスク性金融商品をめぐる環境が変化している。そのため，「全国消費実態調査」では把握できない，05年以降について前掲「家計調査（貯蓄・負債編）」を用いて確認してみると，家計が保有する株式・株式投資信託は増加傾向で推移しており，04年に120万円だったものが，08年には171万円に増加している。この結果，株式・株式投資信託が金融資産全体に占める割合は04年の7.1%から10.2%に上昇した。

ただし，株価の上昇分を除いた実質的な増加ペースはより緩やかとなる（第７図）。例えば，04年から07年にかけて，株式・株式投資信託は年率15%程度のペースで増加したことになるが，日経平均株価も同時期に年率15%近く上昇している。

同様の結果が，「資金循環統計」からもうかがえる。家計部門の保有する株式をTOPIXで除した実質保有額（2000年度基準）は増加傾向にはあるが，そのテンポは非常に緩やかである（第８図）。つまり，家計部門の株式保有「量」の変化はわずかで，

第７図　株式・株式投資信託（平均）の推移

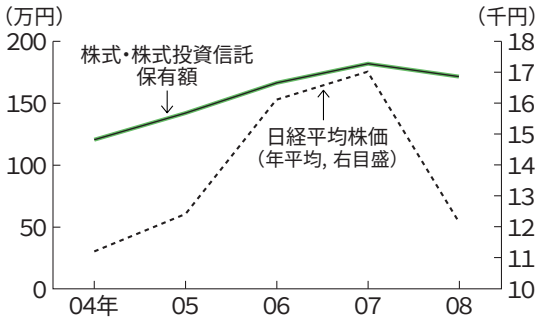

資料　総務省「家計調査（貯蓄・負債編）」（2004年～2008年）

第８図　家計部門の株式保有額の推移

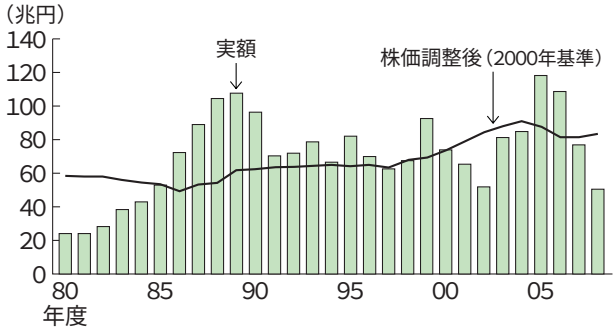

資料　日本銀行「資金循環統計」，東京証券取引所「TOPIX」
（注）　2000年度末をベースにTOPIXで株価調整を行った。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

保有「額」は主に価格変動によって生じていると判断できる。

ちなみに，「家計調査」によると，債券・公社債投資信託は04年の48万円から08年に85万円に増加している。同時期にグローバル・ソブリン・ファンドといった毎月分配型商品が個人投資家の関心を引いたが，金融債の保有が減少する一方，家計が海外の公社債を含む公社債投信への投資額が増えたことを反映している可能性があることには注意が必要だ。

3　今後の家計金融資産の展望

これまで，最近の家計金融資産の動向やその特徴について述べてきた。以下では，その特性を踏まえつつ，10年後（2020年）を見据えた家計部門の金融資産残高とその構成について予測したい（15年までを前半期間，16年以降を後半期間と呼ぶ）。

(1)　前提条件

ここで，2020年までの基本的な経済・金融環境の前提を考えてみたい（第１表）。

第1表　予測の前提条件

	09～15年	15～20
総人口	△0.3%	△0.4%
名目成長率	1.5%	
実質成長率 物価上昇率	1.5% 0.0%	1.0% 0.5%
（参考）潜在成長率	1%程度	
リスク性資産利回り	2%	

資料　農林中金総合研究所作成
（注）1　本表の見通しは金融資産残高の予測のために作成したものであり，当総研としての正式な中期見通しではない。
2　数字はすべて年率表示。

団塊世代（1947～49年生まれ）が本格的に労働市場から引退していくなど，人口減少に伴って労働力不足が徐々に強まるが，20年までは若年層の高い失業率を引き下げたり，高齢者や育児期間の女性の労働力率を高めたりすることで十分対応可能であり，かつ生産性の向上などにより，予測期間の潜在成長率（年率平均）は１％程度と設定した。また，足許で大幅な需給ギャップが発生していることもあり，前半期間はデフレーターの上昇は見込めず，平均名目成長率を1.5％とする。後半期間は，実質成長率は潜在成長率程度となる一方で，物価上昇を見込み，名目成長率は同じく1.5％とする。労働分配率については，期間内で変更がないものとした。また，株式などリスク性資産の平均利回りは名目成長率をやや上回る２％とする。

(2)　家計の金融資産残高の予測

上記１(1)ｂで考えたように，金融資産残高の変動要因は，フローとしてどれだけ流入があるか（＝家計貯蓄率の推移），金利・株価変動はどの程度か（＝株式市場の動向），である。家計貯蓄率の変動要因としては，少子高齢化の進展に伴ってマイナスの貯蓄率となっている高齢無職世帯の増加に代表される「人口の年齢構成要因」に加え，賃金所得や財産所得（利子・配当所得など）と密接な関係を持つ「景気・金融市場の動向による所得水準の変化」，さらには「社会保障制度の整備状況」などに影

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2表　家計の金融資産予測

（単位　兆円，%）

		08年度	15	20
金融資産残高		1,410	1,600	1,665
株式・株式投資信託残高	「人口構成要因」のみ考慮	144 (10.2)	193 (12.0)	219 (13.1)
	「人口構成要因」および「株式・株式投資信託保有額・年率1%の伸び」を考慮	144 (10.2)	205 (12.8)	243 (14.6)
	「人口構成要因」および「株式・株式投資信託保有額・年率5%の伸び」を考慮	144 (10.2)	259 (16.2)	356 (21.4)
	「人口構成要因」および「株式・株式投資信託保有額・年率10%の伸び」を考慮	144 (10.2)	337 (21.1)	536 (32.2)

資料　日本銀行「資金循環統計」，総務省「全国消費実態調査」「家計調査」，国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（全国推計）』（2008年3月推計）
（注）（　）内は，家計の株式・株式投資信託残高が金融資産残高に占める割合。

響を受ける。(1)で提示した前提条件に従えば，賃金や利子所得・配当所得の増加はあまり期待できないものの，労働力率が明確に低下傾向をたどる可能性は小さいこともあり，家計貯蓄率は低水準ながらも，全体としてマイナスに転じることはないものと予想される。

一方で，株式市場については，08年秋に勃発した世界的な金融危機からの立ち直りという側面は無視できないが，デフレ経済が長引く可能性が高く，国内需要が勢いに欠ける状況が定着することから，企業業績とのつながりが深い名目成長率は高まらないまま推移することにより，全般的に落ち着いた動きになることを想定している。

この結果，08年度末に1,410兆円であった家計の金融資産残高は，15年度末には1,600兆円へ，20年度末には1,665兆円へと増加すると予測する（第２表）。

(3)　金融資産別保有比率の変化の予測

次に，家計金融資産の保有構造の変化として，株式・株式投資信託が金融資産に占める割合を採用し，予測を行う。それに当たっては，①貯蓄（可処分所得－消費支出）の蓄積過程，②金融資産選択行動，③人口構成の変化（高齢化）の３点を考慮することが重要である。具体的に，①は金融資産が年々積み増される状況を意味し，特に所得と消費の動向が大きな影響を持つ。上記２で「高齢者に金融資産が集中していること」を確認したが，これはこれまで経済成長とともに所得が増加するなど，現時点の高齢者は金融資産を蓄積することができる環境があった結果だと見ることができる。

また，②はどのような構成で金融資産を蓄積するかということであるが，これまでの金融資産選択行動については，少なくとも家計がリスク性資産を積極的に選好する状況ではなかった。

今後，これら①，②がどうなるかは，様々な角度からの検討が必要だろう。もっとも，今後も①の資産蓄積過程，②の資産選択行動に変化がないとしても，③の高齢者が全人口に占める割合が上昇することによって，金融資産構成が変わる可能性がある。

そこで，まず高齢化の進行のみを考慮した場合の金融資産の構成の変化を考えてみたい。その上で，②および①の影響を加味した金融資産の将来像を検討したい。

予測に当たり，まず，基準となる株式・株式投資信託と金融資産の推計を行った。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

具体的には，総務省「家計調査」における「世帯主の年齢別の金融資産額」に「該当する世代の世帯数の予測値」を掛けて算出された各世代の資産総額を足し合わせる方法をとった。同様の方法により推計された株式・株式投資信託の予測値を金融資産の予測値で割ることで，株式・株式投資信託が金融資産に占める割合を推計した。

なお，基準となる金融資産額，株式・株式投資信託額を07，08年の平均値とした。これは，08年秋以降の世界的な株価暴落という特殊要因の影響を反映するためである。また，世帯数については，国立社会保障・人口問題研究所「『日本の世帯数の将来推計（全国推計）』（2008年３月推計）：出生中位・死亡中位推計）」を用いた。

a　予測（ケース１）
―高齢化の進行のみを考慮

上記の前提に加え，株価については，当面，07，08年の平均値（TOPIXで1,400ポイント）あたりでの推移が続くとすると，株式・株式投資信託が金融資産に占める割合は，15年に10.7％と上昇するものの，その後は20年に10.7％と横ばいとなると推計された。08年の10.2％と比べると，ほとんど変化がない。

その一方，株価が年率２％で上昇するという仮定を加えると，15年に12.0％，20年に13.1％と，比率は高まることになる（前掲第２表）。

b　予測（ケース２）
―金融資産の選択行動の変化も考慮

次に，株価が年率２％で上昇するという前提条件に加え，②の金融資産選択行動の変化について，株式・株式投資信託の購入層が拡大するか，株式・株式投資信託の既保有者の保有額が増額するか，もしくはその両要因により，家計全体の株式・株式投資信託保有額が拡大する状況も含めて考えてみたい。

具体的には，株式・株式投資信託については，各世代の保有額が一定の年率で増加するとした（１％，５％，10％の３パターンを想定）。04～08年にかけて家計の株式・株式投資信託保有額は年率10％で増加しており，この数値を上限として採用した。

この推計結果は，第２表に示している。１％の場合は20年に14.6％となり，人口構成の変化のみ考慮した場合に比べ，上昇傾向が明確になるが，リスク性の金融資産が占める割合は依然として低い。一方，５％の場合は21.4％，10％の場合は32.2％となり，日本の家計の金融資産の保有構造に大きな変化が現れる。

c　貯蓄の蓄積過程についての考察

予測により，以下の２点が確認された。まず，20年までという期間においては，人口構成の変化の影響はそれほど大きくない。次に，金融資産選択行動については，リスク性資産への選好が高まれば，家計の金融資産保有構造を大きく変える可能性がある。とはいえ，家計のリスク性資産への

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

選好が急激に変化することは各種アンケート結果などから想起しがたく，現実的には緩やかな変化にとどまると思われる。

また，そもそも家計がリスク性資産を運用できる資金力がなくなってきている点に気をつけたい。「家計調査」からも20～30歳代の世帯では所得の減少が顕著である。また，40歳代以上の中高年層でも所得は伸び悩んでいる。企業の賃金抑制姿勢は強く，賞与などが業績と連動して動く傾向が強まっており，不確実性が高まっている。さらに高齢者の金融資産の増加要因として影響力が強い退職金についても減額の動きもあるほか，確定拠出型年金プラン（日本版401K）の導入などによって将来の所得が株式市場などに連動する傾向が強まっている。過去の年功賃金制度が色濃かった時代と比べ，雇用者は所得の展望が描きにくい状況にあるといえるだろう。

おわりに
── 金融システムの健全性の視点から ──

一国内において，最終的なリスクマネーの供給者は家計部門であるのは言うまでもない。しかし，日本版金融ビッグバンやわが国の金融システム健全化に向けた動きの中でも，なかなかリスク性資産への資金シフトが起きていなかった現状があり，今後もそのような変化は起こりにくいのではないか，というのが本稿の示す見通しである。

もちろん，金融資産の構成だけをとらえてわが国の家計は安全志向が強いと判断するのはいかがなものか，と疑問を呈する意見も多い。下落リスクがある土地・住宅などといった実物資産まで含めた総資産まで範囲を広げた場合，わが国家計の現金・預貯金の総資産に占める比率は，他の先進諸国と比較しても差はほとんどなくなる，との見方もある。さらに，つい最近まで主流だった確定給付型企業年金や後払い型の賃金システムとしての年功賃金制度は，若年期における勤務先企業に対するエクイティ投資とも見なせることから，一般のサラリーマン世帯でのリスク性資産で運用する必然性を与えなかった，などと見る向きもあるなど，安易な評価はできないのが実際のところであろう。

一方で，金融資産選択行動は，家計の経済・物価・金融資本市場などの見通しにも大きく影響を受ける。前述の「『貯蓄から投資へ』に関する特別世論調査」によれば，株式や投資信託の保有者で今後も投資を続けたいという回答者の答えの中では，「値上がり益が期待できるから」が上位となっている。また，株式への投資理由では「配当益が期待できるから」（46.9%），投資信託では「分配金が期待できるから」（47.9%）がそれぞれ第１位であり，配当・分配金への関心度が極めて高い。しかし，90年代以降，日本の株式市場全体の収益率は低調に推移しており，リスクに見合った期待リターンが見込みづらくなっているのが実際である。

思えば，わが国における金融危機発生の一因として，銀行セクターにヒト・情報・

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

資金などが必要以上に集まった結果，バブル崩壊後に発生した様々なリスクが同セクターに集中してしまったことが挙げられるほか，貸出市場において過当競争が発生し，不良債権の償却原資となるべき適正な利鞘を確保できなかったことなども指摘できる。そして，このような状況を作り出した背景には，家計の金融資産選択行動において預貯金など安全資産へのニーズが強いことがあるのかもしれない。

日本経済はすでにキャッチアップ過程が一段落し，世界のフロントランナー的な状況に移行したという見方が一般的である。こうした環境下で，先行きどのような業種・企業が有望なのかといった判断を迫られるような際には，銀行を中心とした従来からある相対型の間接金融システムよりも，数多くの投資家が投資機会に対する評価を行う市場的な要素を内包した市場型の金融システム（直接金融システムや市場型間接金融システム）の方が望ましいという見方が通説である。この市場型の金融システムを「第二の機軸」として根付かせ，複線型の金融システムを構築するためには，家計の金融資産選択行動にも相応の変化が必要である。「貯蓄から投資へ」の流れを阻害するような税制など法制度的な要因があるのかどうか，などについては今後とも十分な検証を行っていくべきであろう。

＜参考文献＞

・石川達哉・矢島康次（2002）「家計の資産選択におけるリスクテイク」『ニッセイ基礎研究所経済調査レポート』No.2001-03
・古藤久也（2000）「わが国家計の資産選択行動について」，日本銀行金融市場局ワーキングペーパー2000-J-9
・塚原一郎（2009）『家計データを用いた資産選択決定要因の計量分析』，財団法人三菱経済研究所
・田口さつき（2007）「高齢化と家計の貯蓄率の動向」『農林金融』11月号
・中川忍・片桐智子（1999）「日本の家計の金融資産選択行動」『日銀調査月報』11月号
・中川忍・須合智広（2000）「日本の高齢者の貯蓄行動（ライフサイクル仮説の再検証）」，日本銀行調査統計局Working Paper 00-13
・ホリオカ，チャールズ・ユウジ（2008）「家計の資金の流れ」『フィナンシャル・レビュー』第88号
・松浦克己・白石小百合（2004）『資産選択と日本経済』，東洋経済新報社
・松浦克己（2005）「リスクと家計」『季刊家計経済研究』Autumn No.68
・南武志（2007）「人口減少と経済成長」『農林金融』８月号

（みなみ　たけし，たぐち　さつき）

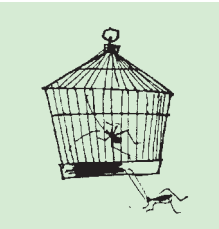

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

米国クレジットユニオンと預金保険制度

研究員　古江晋也

〔要　　旨〕

1　「市場中心の金融システム」との印象が強い米国にもクレジットユニオンという協同組織金融機関がある。個人金融を中心に大きな役割を果たしており，①非営利で公共目的があること，②「コモンボンド（共通の絆）」と呼ばれる組合員資格範囲（Field of Membership）の要件を満たさなければならないこと，などユニークなビジネスモデルを構築している。また，クレジットユニオンは組合員に金融サービスを提供する一般のクレジットユニオン（「自然人クレジットユニオン」，2008年末で8,060組合）に加えて，自然人クレジットユニオンの余剰資金の運用などを行うための「コーポレート・クレジットユニオン」（08年末で27組合）やコーポレート・クレジットユニオンの余剰資金の運用などを行う「USセントラル・フェデラル・クレジットユニオン」（１組合）といった中央組織が存在する。

2　米国クレジットユニオンの監督制度は米商業銀行や貯蓄金融機関と同じように連邦免許と州免許の二元的免許および監督制度が採用され，連邦レベルでは全米クレジットユニオン管理庁（以下「NCUA」という）が免許および監督を行っている。また，クレジットユニオンの預金保険はNCUA内にある全米クレジットユニオン預金保険基金（以下「NCUSIF」という）が業務を担っている。クレジットユニオンの預金保険は協同組合的な性格を反映し，リスク準拠保険料システム（可変保険料方式）を導入している連邦預金保険公社と異なる「１％預金システム」と呼ばれる預金保険システムを導入している。

3　米国住宅ローンの延滞増加と住宅価格の下落に端を発した米国の金融危機は，クレジットユニオン業界にも大きな影響を与えている。09年３月には，USセントラル・フェデラル・クレジットユニオンとコーポレート・クレジットユニオンうちの１組合がNCUAの管理下に置かれた。その背景には，総資産に占める住宅ローン担保証券と資産担保証券への投資割合が高かったことがある。そのため今後はコーポレート・クレジットユニオンに対する投資基準などが検討されるであろう。また，破綻の危機にある一般のクレジットユニオンが増加しているなか，NCUSIFの財政状態は一段と厳しくなり，追加的な保険料の負担が求められる可能性がある。

4　米国では，金融規制構造の改革も議論されている。08年３月，米国財務省は「近代化された金融規制構造のための青写真」を公表し，クレジットユニオン業界を含めた規制当局の再編を提案している。今後の米国金融規制構造改革がどのように展開し，米国クレジットユニオンにどのような影響を及ぼすのかについても注目が集まる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　クレジットユニオンの概要と制度
2　クレジットユニオンの監督機関
3　1％預金システム
4　クレジットユニオンの破綻処理
5　クレジットユニオン・システムと金融危機
(1)　自然人クレジットユニオン
(2)　コーポレート
(3)　クレジットユニオン・システム改革の方向性
おわりに

はじめに

「市場中心の金融システム」との印象が強い米国にもクレジットユニオンという協同組織金融機関がある。クレジットユニオンは商業銀行や貯蓄金融機関（貯蓄銀行・貯蓄貸付組合）と同じように顧客である組合員に金融サービスを提供しているが，①非営利で公共目的があること，②組合員がクレジットユニオンを監督し，一人一票の投票権を有して理事の選出や特定の意思決定などを行うこと，③「コモンボンド（共通の絆）」と呼ばれる組合員資格範囲（Field of Membership）の要件を満たさなければならないこと，などユニークな特色がある。

一方，クレジットユニオンの監督制度に目を向けると，商業銀行や貯蓄金融機関と同じように連邦免許と州免許の二元的免許および監督制度が採用されており（第1図），連邦レベルでは独立した連邦政府関連機関である全米クレジットユニオン管理庁（National Credit Union Administration，以下「NCUA」という）が免許および監督を行っている。また預金保険業務については全米クレジットユニオン預金保険基金（National Credit Union Share Insurance Fund，以下「NCUSIF」という）が業務を担っている。(注1) クレジットユニオンの預金保険制度は協同組織の性格を反映しており，リスク準拠保険料システムを導入している連邦預金保険公社（Federal Deposit Insurance Corporation，以下「FDIC」という）とその仕組みが異なっている。

このように米国クレジットユニオンは商業銀行や貯蓄金融機関と異なるユニークなビジネスモデルとガバナンスおよび預金保険制度が形成されているが，米国住宅ローンの延滞増加や住宅価格の急落に端を発した米国金融危機は，クレジットユニオン制度にも大きな影響を与えている。そこで本稿では，米国クレジットユニオン制度とその監督官庁であるNCUAおよび預金保険機関であるNCUSIFの役割を概観した後，金融危機に直面したクレジットユニオン業界の現状と今後の課題を検討する。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1図　米国金融機関の監督制度

金融機関の種類		加入		連邦当局					州当局
		FRS	FDIC	FRB	FDIC	OCC	OTS	NCUA	
商業銀行	国法銀行	★	★		○	●			
	州法銀行	☆	★	◎	○				●
			☆		◎				●
									●
貯蓄金融機関	連邦免許		★		○		●		
	州免許		☆		○		◎		●
									●
クレジットユニオン	連邦免許							●	
	州免許								●
銀行持株会社（含む金融持株会社）				◎					●
貯蓄金融機関持株会社							◎		●

出典　内閣府政策統括官「世界経済の潮流2008年Ⅱ－世界金融危機と今後の世界経済－」（08年12月12日）

（注）1　略語は以下の通りである。FRS（Federal Reserve System:連邦準備制度），FDIC（Federal Deposit Insurance Corporation:連邦預金保険公社），FRB（Board of Governors of the Federal Reserve System:連邦準備制度理事会），OCC（Office of the Comptroller of the Currency:通貨監督官庁），OTS（Office of Thrift Supervison:貯蓄金融機関監督庁），NCUA（National Credit Union Administration:全米クレジットユニオン管理庁）

2　★=強制加入
☆=加入
●=免許付与機関および第一義的監督権限
◎=第一義的監督権限
○=連邦預金保険供給者としての検査権限

3　FDIC非加入の州法銀行および州免許の貯蓄金融機関の預金保険は，州の預金保険基金が供与。

（注1）クレジットユニオンでは組合員の持分を表す「シェア（share）」と呼ばれる一種の預金がある。シェアは財務諸表上，持分（equity）に区分されるが，自己資本（net worth）には算入されない。本稿ではシェアを「預金」と訳すことにする。

1　クレジットユニオンの概要と制度

クレジットユニオンは，20世紀初頭から教会や職域を中心とした組合員に個人消費者ローンを提供してきた経緯があり，その資産規模も相対的に小規模な組合が多い。第２図は資産規模別に米国クレジットユニオンを区分したものである。この図によれば全クレジットユニオン数の約42%は資産規模が1,000万ドル以下となっている。

また，第３図は1980年末から2008年末までの米国クレジットユニオンの組合員数と組合数の推移を示したものである。（注2）クレジットユニオンの組合員数が増加の一途をたどっている背景には，①法人税が免除されているため，競争力のある金融商品やサービスを提供できることや，②98年にクレジットユニオン・メンバーシップ・アクセス法（Credit Union Membership Access Act，以下「CUMAA」という）が成立したことで「複合グループ」といわれる組合員資格範囲が正式に認められるようになり，従来よりも組合員を獲得しやすくなったこと，などがある。今日では，伝統的なコモンボンドである「職域型」は全体の32%であるのに対して，「地域型」や「複合グループ」が全体の約55%を占めている（第４図）。

組合員数は右肩上がりで増加しているのに対して，組合数は年々減少している。クレジットユニオン数が減少している主な要因の一つは合併である。とりわけ，①非対面型チャネルの導入など，近年設備投資額が増大するようになったことと，②個人消

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2図　資産規模別クレジットユニオン数

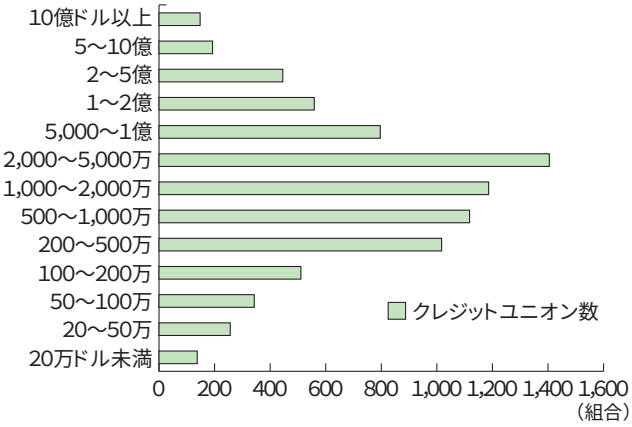

資料　Credit Union National Association, Credit Union Report Year-end 2008.

第3図　クレジットユニオン数と組合員数の推移

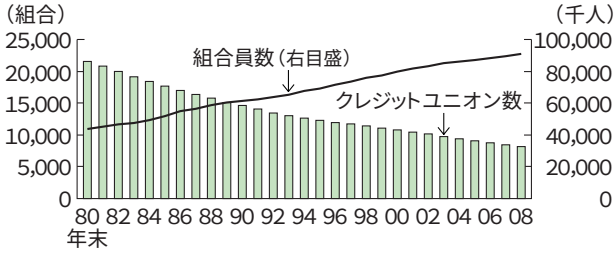

資料　第2図に同じ

第4図　クレジットユニオンのコモンボンド別区分

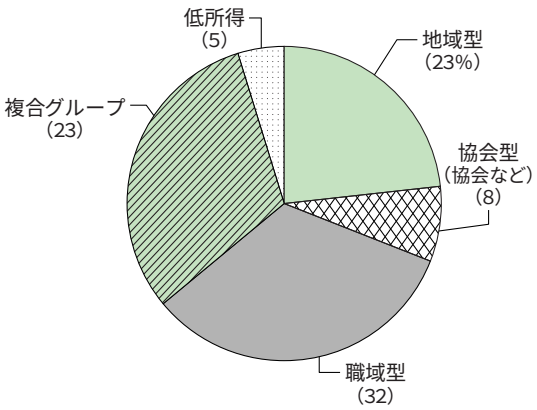

資料　第2図に同じ

費者ローンなどから住宅ローンや不動産融資などにも需要が広がり，多額の運営資金が必要となったこと，などが合併を促進するインセンティブとなっている。

このようにクレジットユニオンの資産規模が拡大していくなか，クレジットユニオンの監督体制も強化されつつある。例えばCUMAAでは，「複合グループ」のコモンボンドを正式に認めるとともに，監査要件の厳格化や一定の資本基準に適合しないクレジットユニオンに早期是正措置を講じることなども盛り込まれた。

一方，クレジットユニオン・システムについてみれば，組合員に金融サービスを提供する「自然人クレジットユニオン」と呼ばれる一般のクレジットユニオンのほかに，自然人クレジットユニオンの余剰資金の運用，自然人クレジットユニオン間の決済サービスや流動性の供給などを行う「コーポレート・クレジットユニオン（以下「コーポレート」という）」と呼ばれるクレジットユニオンもある。コーポレートは現在，全米に28組合があり，自然人クレジットユニオンがコーポレートの組合員となっている。（注3）

そしてコーポレートの余剰資金の運用，決済サービスや流動性の供給などを行うコーポレートが「USセントラル・フェデラ

第5図　クレジットユニオン・システム

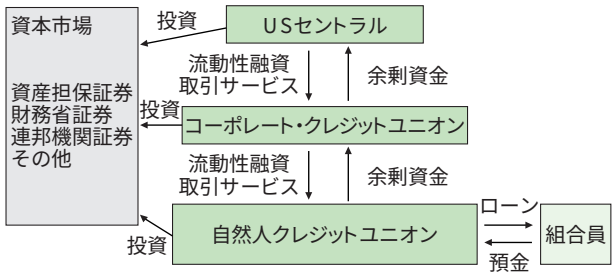

出典　United States Department of the Treasury（1997）Credit Unions, December, p.86.

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ル・クレジットユニオン（以下「USセントラル」という）」である（第５図）。

（注２）CUNAによれば08年末現在，米国クレジットユニオンの組合数は8,088組合（うちコーポレート28組合），組合員数は9,073万5,249人である。

（注３）コーポレートの資産規模は各コーポレートによって大きく異なっている。08年３月末時点での上位３つのコーポレートの資産規模はUSセントラルが327億4,481万ドル，ウェスタン・コーポレートが243億9,095万ドル，メンバーズ・ユナイテッドが82億7,733万ドルである。
（CUNA（2009）Credit Union Report Year-end 2008）

２　クレジットユニオンの監督機関

1909年，米国初のクレジットユニオンがニューハンプシャー州で設立されて以降，多くの州に拡大した。当初は州免許のクレジットユニオンのみであったが，1934年に連邦クレジットユニオン法が制定されたことを受けて，全米で業務を行うことが可能となった。現在，デラウェア州，サウスダゴタ州，ワイオミング州以外のすべての州では，二元的免許および監督制度となっている。

連邦クレジットユニオンの規制当局は，当初は農業信用庁（the Farm Credit Administration）に設置されたが，その後FDIC（1942年），連邦証券局（1948年），健康教育福祉省（1953年）に変更され，1970年に米国および米国領域に存在する連邦クレジットユニオンの免許の認可と監督を行う独立した連邦政府関連機関としてNCUAが誕生した。（注４）

設立当初のNCUAは，一名のNCUA監理官を組織のトップとして運営されていたが，1979年からは大統領によって指名されるようになり，上院で承認された三名からなる理事会によって運営されている。理事会は総裁，副総裁，理事で構成されるが，同一の政党から二名を超えてメンバーとなることはできず，理事の任期は６年である。また，通常８月を除いて月に一度開催されている。

第６図はNCUAと連邦免許クレジットユニオンの関係を示したものである。NCUAは，①NCUAオペレーティング・ファンド，②NCUSIF，③中央流動性機関（Central Liquidity Facility，以下「CLF」という），④コミュニティ開発回転資金基金（Community Development Revolving Loan

第６図　全米クレジットユニオン管理庁と連邦免許クレジットユニオンの相関図

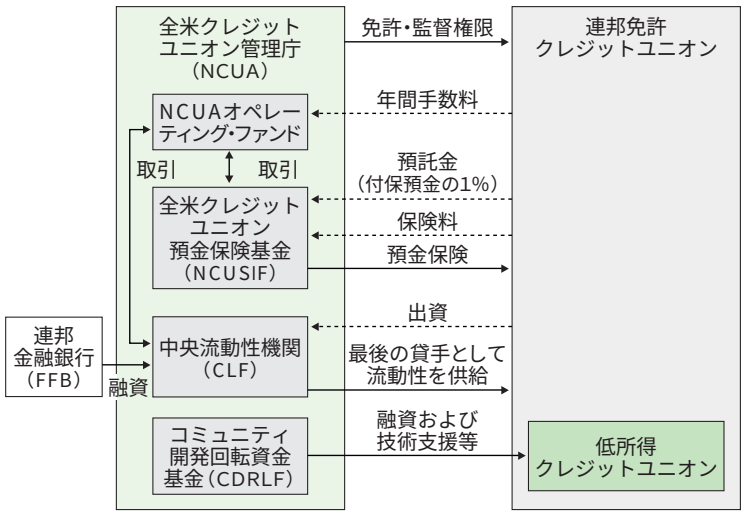

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

Fund，以下「CDRLF」という）の４つの基金プログラムを擁している。(注5) その概要は次のとおりである。

① NCUAオペレーティング・ファンドは，連邦免許クレジットユニオン・システムの管理およびサービスの提供を目的としており，その運営は，前年末時点におけるクレジットユニオンの資産に基づいた年間手数料を各連邦免許クレジットユニオンに課すことで賄われている。なお，連邦預金保険に関する費用部分については，NCUSIFの資金を活用することが認められているため，検査官の人件費など連邦預金保険業務の対価をNCUA理事会で承認された経費移転率に基づいて算定され，NCUSIFに請求する。

また，オペレーティング・ファンドはCLFにもサービスを提供しており，NCUA理事会で承認された利率に基づいて算定されたサービス対価をCLFに請求する。

② クレジットユニオンの預金保険制度には，連邦免許クレジットユニオンおよび連邦保険の対象となる州免許クレジットユニオンの預金の保証を行うNCUSIFと民間預金保険会社であるアメリカン預金保険（American Share Insurance，以下「ASI」という）がある。

連邦免許クレジットユニオンはNCUSIFに加盟することが義務付けられているが，州免許の場合はASIを選択することもできる。ただし，州免許クレジットユニオンの預金の約95%はNCUSIFが付保を行い，ASIは167の州免許クレジットユニオンに付保を行っているに過ぎない。(注6)

NCUSIFの監視は，NCUA検査・保険局が実施するが，通常の監視は地方局に委託している。預金を保証されたクレジットユニオン（以下「付保クレジットユニオン」という）は，NCUSIFに付保預金の１%に相当する金額を預託する（「１%預金システム」）。また，NCUSIFは保険料を徴収することもできることとなっている。なお，これまで10万ドルを上限としていた保険補填限度額は，2008年緊急経済安定化法によって2011年12月30日まで一時的に25万ドルにまで引き上げられた。その後，2009年住宅保護支援法（The Helping Families Save Their Homes Act of 2009）によって2013年12月末まで延長された。

③ CLFは，全米クレジットユニオン中央流動性機関法によって1979年にNCUA内に創設された，クレジットユニオンの出資による連邦政府関連の機関である。CLFの目的は，クレジットユニオンが予期しない流動性の欠如に直面した場合に，クレジットユニオンの流動性の供給を行うことで安定性の確保を行い，クレジットユニオンの「最後の貸し手」としての役割を担っている。CLFの管理運営はNCUA検査・保険局リスクマネジメント部を通

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

じて行われ，リスクマネジメント部長がCLFの総裁を務めている。CLFは株式を発行しており，その株式は会員資格のあるクレジットユニオンによって一定額が購入できる。会員資格には「正会員」と「仲介者」があり，正会員には自然人クレジットユニオンが，仲介者にはコーポレートがなる。流動性が欠如した場合，クレジットユニオンは直接的にCLFから借入ができるほか，仲介者を通じて間接的に借り入れることもできる。なお，NCUAは1999年にCLFのために連邦金融銀行（Federal Financial Bank）と融資契約を締結している。

④　CDRLFは低所得地域の経済的発展を促進することなどを目的としており，低所得コミュニティで活動する低所得クレジットユニオンに低金利ローンと技術的支援を行っている。また，低所得クレジットユニオンは，非組合員からの預金を受け入れることができる。

（注４） 規制当局の変遷については，CUNA＆Affiliates（1999）People, Not Profit The Story of the Credit Union *Movement Third Edition*, Kendall/Hunt Publishing Company, NCUAホームページを参照。（http://www.ncua.gov/）

（注５） NCUAの組織と各基金プログラムの概要については，NCUAホームページおよびNCUA Annual Report（2005，2006，2007）を参照。

（注６） National Association of State Credit Union Supervisors（2007）State-Chartered Credit Union Facts and Figures.

３　１％預金システム

米国商業銀行や貯蓄金融機関を付保している連邦預金保険公社は1991年以降，リスク準拠保険料システム（可変保険料方式）を採用している。（注７）それに対してクレジットユニオンの預金保険制度はクレジットユニオンの付保預金の１％に相当する金額を預託する，いわゆる「１％預金システム」を導入していることが大きな特色である。

米国の金融機関は1980年代初頭の金融の自由化の流れを受けて業務の拡大を目指すようになった。しかし，なかにはリスクの高い投資にシフトしたため不良債権を抱え込み，破綻に至った金融機関も少なくなかった。この時期，クレジットユニオンも他金融機関と同様に破綻が相次いだため，NCUSIFの財政状態は逼迫した。そこでNCUAは1985年に１％預金システムを導入した。

このシステムはすべての連邦免許クレジットユニオンおよび連邦保険の対象となる州免許クレジットユニオンに適用され，対象クレジットユニオンのすべてがその利害を共有することが最大の特色である。またこのシステムは次のような利点を業界にもたらしている。それは，①クレジットユニオンが相互にリスクの高い経営を行っているクレジットユニオンの活動を監視することを促す，②NCUAは基金の準備金比率を迅速に調整することできる，ということである。しかし，NCUSIFに損失が生じた場

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

合，付保クレジットユニオンすべてが同率で損失を共有しなければならないといった弱点もある。

現在，NCUAはNCUSIFの準備金比率を1.3%とすることが適正な水準であるとしており，1.2%を下回った場合はいつでも全付保クレジットユニオンに保険料（伝統的には付保預金の1/12%）を課す権限がある。さらに準備金比率が１%を下回った場合は，付保クレジットユニオンは損失を計上するとともに，１%の預託金を改めて拠出しなければならない。

一方，1.3%を上回った場合は，クレジットユニオンに配当が支払われることとなっている。１%預金システムの導入以降，クレジットユニオンに保険料を課したのは1991年に準備金比率が1.23%となった時のみである。

（注７）NCUAの「１%預金システム」および「クレジットユニオンの破綻処理」についてはNCUAのヒアリング調査，The Department of The Treasury（1997）を基としている。

４　クレジットユニオンの破綻処理

NCUAの検査官はクレジットユニオンから提出されるコールレポートや実地検査などを通じて監督および検査を行っている。NCUAの監督プログラムはクレジットユニオンの破綻の未然防止を目的としている。またNCUAはクレジットユニオンの破綻前に資金注入を行うこともある。ただし，資金注入が行われるのはそれによって利点が見いだされる場合に限られる。以下ではクレジットユニオンの破綻処理の基本的な流れを示す。

クレジットユニオンに問題が生じた場合，検査官はまず支援によらない問題解決を図るが，それでも解決されない場合は支援が考慮されることになる。この支援とは流動性の保証などであるが，支払い不能の危機にクレジットユニオンが陥っている場合は，当該クレジットユニオンの監督業務を所在する地域の特別支援部門が担当することになる。特別支援部門の検査官は支払い不能の危機に陥っているクレジットユニオンの査定などを実施した後，合併，清算，資産負債の承継，管財業務を選択し，クレジットユニオンの破綻処理が行われる。ただし，破綻処理方法によっては，ローン保証などのような流動性を保証するための暫定的な支援が行われることもある。

合併または資産負債の承継時に承継クレジットユニオンが破綻クレジットユニオンの資産と負債の承継を補償（compensate）するためにNCUSIFの資金が必要となった場合，複数のクレジットユニオンから入札を受けて継承クレジットユニオンを決定する。この措置はNCUSIFが被る損失を減少させるとともに，破綻したクレジットユニオンの組合員の利益を最大化するためである。

ただし，破綻処理が完了するまでにかなりの時間や資源が必要と見込まれ，現行のクレジットユニオンの経営陣が業務に携わることがNCUSIFまたは組合員の利益とな

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

らないとNCUAが判断すれば，管財業務の措置がとられる。

5　クレジットユニオン・システムと金融危機

このように米国クレジットユニオンおよびその監督機関である全米クレジットユニオン管理庁は独特のシステムによって運営されている。しかし，近年の米国住宅ローンの延滞増加と住宅価格の大幅な下落に端を発した金融危機はクレジットユニオンにも大きな影響を与えることになった。以下では自然人クレジットユニオンとコーポレートにわけて金融危機の影響を整理する。

(1)　自然人クレジットユニオン

金融危機に直面している現在，他の金融機関と同様にクレジットユニオンも厳しい経営状況となっている。あるクレジットユニオンでは，住宅ローンの融資を行う際には従来よりも慎重な担保評価に取り組むようにしている。また，従来よりも入念な審査を行い，同時に信用力の高い組合員には低い金利で融資を行う一方で，信用力が低い組合員には高い金利で融資を行うなどメリハリのある対応を行っているクレジットユニオンもある。

ただし，このような対応にもかかわらず，米国クレジットユニオンのローン残高に占める延滞率・純貸倒損失率は07年以降急速に増加しており，09年第一四半期では延滞率が1.44%，純貸倒損失率が1.11%，組合員1,000人に占める破綻者は3.7人という高い数値を記録している（第７図）。

延滞率や純貸倒損失率の上昇は一部のクレジットユニオンの経営を悪化させることにつながっている。第８図はCAMELコード４（弱い），５（満足できない）とされた問題のあるクレジットユニオン数の推移を表したものであり，(注８) 09年４月末現在で288組合，付保預金全体に占める問題のある同クレジットユニオンの付保預金の割合は3.47%にも上っている。なお，288組合のうち，60%が資産1,000万ドル以下，30%が資産1,000万～１億ドルであり，10億ドル以上の資産規模の組合は1.5%である。(注９)

第7図　クレジットユニオンの延滞率・純貸倒損失率

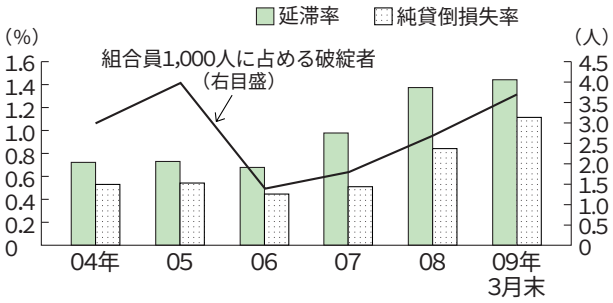

資料　Credit Union National Association, U.S. Credit Union Profile A Summary of First Quarter 2009 Credit Union Results.

第8図　CAMELコード4, 5のクレジットユニオン数の推移

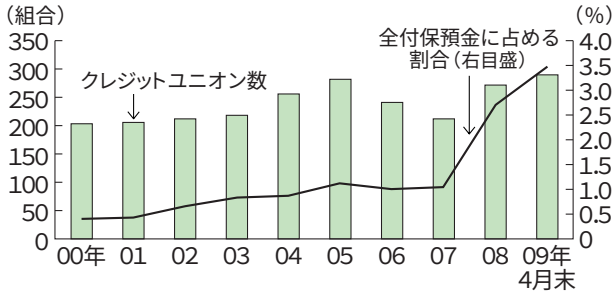

資料　NCUSIF Statistics April 30, 2009.

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

（注８）クレジットユニオンの「CAMEL」とは，自己資本の充実（Capital adequacy），資産の質（Asset quality），経営（Management），利益（Earnings），資産負債マネジメント（asset/Liability management）を表している。

（注９）CUNA（2009） News Now: Impact of stabilization law being weighed by NCUA, May 22th.

⑵　コーポレート

前述の通り，クレジットユニオン・システムではUSセントラルをはじめとしたコーポレートが自然人クレジットユニオンの余剰資産の運用や流動性の供給などに重要な役割を担っている。しかし，米国住宅市場の低迷に伴い住宅ローン担保証券の市場価値も大きく下落していくなか，コーポレートの財務状態は大幅に悪化している。

なかでも「コーポレートのコーポレート」と呼ばれるUSセントラルは総資産の約80%が投資有価証券であり，07年12月末時点では売却可能有価証券の56.7%が非エージェンシー・住宅ローン担保証券に，32%が資産担保証券に投資されていた。住宅ローン担保証券や資産担保証券は08年以降も大幅に価値が下落し，08年９月末のUSセントラルの累積その他の包括損失は38億ドルにも上った。(注10)

こうしたなか09年１月，NCUA理事会はコーポレートを支援するための一連の取組みを認可することを表明した。その取組みとは，①USセントラルに10億ドルの資本注入を行う，②すべてのコーポレートの無保証の預金を09年２月末まで保証し，そのためのプログラムを任意で創設する，③コーポレート・クレジットユニオン・システムを再構築するために公的規制を制定する，④NCUSIFの準備金比率（自己資本比率）を1.3%とするため，09年に保険料を賦課する，ことであった。(注11)

NCUAはその後，すべてのコーポレート・クレジットユニオンが保有している不動産担保証券および資産担保証券の詳細な分析とストレステストを行った結果，USセントラルとウェスタン・コーポレート・フェデラル・クレジットユニオン（以下「ウェスコープ」という）に大きなリスクがあると判断した。そして３月にNCUAはUSセントラルとウェスコープを管理下に置くことを決定した。(注12)

（注10）U.S. Central Federal Credit Union and Subsidiaries（2007）Consolidated Financial Statements,（2008） Quarterly Financial Supplement, Third Quarter Ending September 30.

（注11）NCUA （2009） Media Release: Board Approves Corporate Stabilization Efforts, January 28.

（注12）NCUA （2009） Media Release: NCUA Conserves U.S. Central and Western Corporate Credit Unions, March 20.

⑶　クレジットユニオン・システム改革の方向性

米国金融危機はクレジットユニオン・システムに大きな課題を突き付けることとなり，業界内でもそのあり方に対する議論が活発化している。こうしたなか，大きな注目を集めていることの一つが，クレジットユニオン・システム改革である。09年３月，USセントラルとウェスコープがNCUAの管理下に置かれることになった大きな要因

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

は，前述の通り住宅ローン担保証券や資産担保証券の大幅な市場価値の下落であるが，総資産に占める同証券の保有割合が高かったことも考慮されなければならないだろう。そのため今後はコーポレートに対する投資基準などもNCUAで現在検討されている「コーポレート安定化計画」とともに大きな焦点の一つとなると考えられる。

また，NCUSIFの財政状態の悪化も大きな懸念材料である。NCUAは09年にNCUSIFの準備金比率を1.3%とすることとを表明しているが，このことは自然人クレジットユニオンの自己資本を0.56%引き下げることになると試算している（２月時点）[注13]。しかしその後，①USセントラルやウェスコープがNCUAの管理下に置かれたこと，②前掲第８図で示したように経営が悪化しているクレジットユニオンが増加していること，を考慮すれば，今後の経済動向次第では，更なる追加的な保険料が自然人クレジットユニオンに求められるかもしれない。なお，NCUSIFは09年４月に250万ドルの純損失となったが，４月末までの累計では黒字を計上している[注14，注15]。

（注13） NCUA（2009）Questions and Answers Relating to the NCUA Corporate Credit Union Insurance Guarantee Stabilization Plan.

（注14） NCUSIF Statistics April 30, 2009. NCUSIFは４月末までの累積で１億3,590万ドルの純利益を計上しているが，未収再資本と保険料収入（Accrued Recapitalization and Premium Income）を62億4,070万ドル計上したことが大きく影響している。

（注15） 2009年住宅保護支援法が制定されたことを受け，NCUSIFとは別の時限的コーポレートクレジットユニオン安定化基金（Temporary Corporate Credit Union Stabilization Fund）が創設された。同基金は一時的に付保クレジットユニオンの負担を緩和することを目的としており，コーポレートの管財・清算業務などの場合にのみ財務省から資金を借り入れることができる。この措置により09年６月，NCUSIFからUSセントラルの資本注入で活用されたキャピタルノートを譲り受けるために財務省から10億ドルを借り入れた。

おわりに

米国クレジットユニオンは米国の他金融機関と比較して独自のビジネスモデルを構築しており，その預金保険制度も協同組織金融機関の性格を反映した「１%預金システム」を採用している。しかし，08年秋に起きた金融危機はコーポレートを中心としたクレジットユニオン制度の改革にまで発展した。こうしたなか，NCUAが今後どのようにクレジットユニオン制度を改善するかが注目される。

一方，米国では金融規制構造の改革も議論されている。08年３月，米財務省は「近代化された金融規制構造のための青写真」（以下「青写真」という）を公表した[注16]。青写真は米国資本市場の競争力強化などを目的に金融規制構造の改革の方向性を示したものであるが，このなかで注目される金融規制改革の一つが，連邦金融規制当局の削減である。現在，米国では連邦レベルで５つの連邦規制当局が存在しているが，青写真では，これらの規制当局を長期的に，①金融システム内のシステミック・リスクとすべての金融持株会社の監視を行う連邦準備制度，②すべての金融サービス会社を横断

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

し，消費者保護を含めた経営の監視を行うビジネス規制当局，③連邦付保金融機関（Federal Insured Depository Institution）を監督するプルーデンシャル金融規制当局（the Prudential Financial Regulatory Agency），の３つに再編成することを提案した。このなかの連邦付保金融機関には，商業銀行，連邦免許貯蓄金融機関（federal saving association），連邦免許クレジットユニオンが該当している。青写真は，現行の米国金融規制構造の変革を求めたものであるが，クレジットユニオンとその監督機関は他金融機関の特色と大きく異なっているのは本稿で見て来たとおりである。そのため，クレジットユニオンの監督機関を統合することで現代的な金融構造となるかどうかはなお検討の余地がある。

ただし，09年６月にオバマ政権が金融システムに大きな影響を及ぼす金融機関（証券会社や保険会社を含む）の監督機能をFRBに集約することや貯蓄金融機関監督庁（OTS）を廃止し，通貨監督官庁（OCC）に統合するなどの金融規制改革案を公表したように，金融危機は米国金融規制当局のあり方を議論する大きな契機となっていることは間違いない。今回の金融規制改革案でNCUAの監督権限についての変更はないが，今後の米国金融規制構造改革がどのように展開し，米国クレジットユニオンにどのような影響を及ぼすのかについても注目が集まる。

（注16） The Department of The Treasury（2008） The Department of The Treasury Blueprint for a Modernized Financial Regulatory Structure, March.

＜参考文献＞

・Credit Union National Association（2009） Credit Union Report Year-end 2008.
・CUNA＆Affiliates（1999） *People, Not Profit The Story of the Credit Union Movement* Third Edition, Kendall/Hunt Publishing Company.
・CUNA（2009） News Now: Impact of stabilization law being weighed by NCUA, May 22th.
・The Department of The Treasury （1997） Credit Unions, December.
・The Department of The Treasury （2008） The Department of The Treasury Blueprint for a Modernized Financial Regulatory Structure, March.
・NCUA（2005，2006，2007）Annual Report.
・NCUA （2009） Media Release: Board Approves Corporate Stabilization Efforts, January 28.
・NCUA （2009） Media Release: NCUA Conserves U.S. Central and Western Corporate Credit Unions, March 20.
・NCUA （2009） Questions and Answers Relating to the NCUA Corporate Credit Union Insurance Guarantee Stabilization Plan.
・NCUSIF Statistics April 30, 2009.
・National Association of State Credit Union Supervisors（2007） State-Chartered Credit Union Facts and Figures.
・U.S. Central Federal Credit Union and Subsidiaries（2007） Consolidated Financial Statements,（2008） Quarterly Financial Supplement, Third Quarter Ending September 30.
・NCUA，CUNA各ホームページ.
・内閣府政策統括官（2008）「世界経済の潮流　2008年Ⅱ－世界金融危機と今後の世界経済－」12月12日.

（ふるえ　しんや）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

自己資本比率規制における規制基準についての一考察

――地銀における国際統一基準と国内基準の並存の問題点について――

主席研究員　矢島　格

〔要　　旨〕

1　わが国の自己資本比率規制は，海外拠点の有無により国際統一基準と国内基準の２本立ての枠組みとなっている。今次の金融危機発生を受けて自己資本比率規制に関する改善案や補完的な規制案などが提唱されているなか，この２本立ての枠組みについて，改めて評価し直すことは意義があると考える。

2　まず，国際統一基準と国内基準についての現状を説明し，要求される水準のほか算出方法も相違していることを明らかにし，これまでの経緯も説明する。次に，規制としての包括性の観点から想定される問題点を指摘し，以下の検討すべき仮説を提示する。

＜仮説＞　自己資本比率規制を海外拠点の有無によって国際統一基準と国内基準に分けている現状は，本来ならば国際統一基準が適用されるべき銀行にまで規制の緩い国内基準が適用されるような状況に陥る可能性がある。そして，規制の裁定とも言うべき銀行の行動すなわち規制の緩い国内基準を選択する銀行の行動も起こりうる。

3　上記の仮説を，地銀を対象にして検証する。検証は，①国際業務利益の業務純益に占める比率，②Tier1 比率，③バーゼル II におけるリスク計測方法(中間段階)の導入状況，④マーケットによる評価の各観点からの両基準行の比較，ならびに⑤基準変更時の格下げ状況の調査によって行う。

4　検証結果は，地銀において，海外拠点の有無によって規制基準を分ける意味は薄れている可能性および本来ならば国際統一基準が適用されても良い国内基準行が存在している可能性が指摘できるものであった。また，信用力が低下した地銀が規制の緩い国内基準を選択する行動すなわち規制の裁定につながる行動についても完全には否定できない結果であった。したがって，上記の仮説は一定の範囲で支持されたと言える。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　現状とこれまでの経緯
⑴　現状
⑵　これまでの経緯
2　想定される問題点と検証すべき仮説
3　検証方法
4　検証結果
⑴　国際業務利益の業務純益に占める比率の比較
⑵　Tier1比率の比較
⑶　バーゼルⅡにおけるリスク計測手法(中間段階)の導入状況の比較
⑷　マーケットによる評価の比較
⑸　基準変更時の格下げ状況
5　検証結果の考察
おわりに

はじめに

わが国の自己資本比率規制は，海外拠点の有無により国際統一基準と国内基準の２本立ての枠組みとなっており，これは日本独特である。(注1) この日本独特の枠組みの問題点を明らかにすることを本稿の目的とする。

自己資本比率規制は，これまで金融監督行政の中核と位置づけられてきた。しかし，自己資本比率規制については，景気変動幅の拡大を起こすプロシクリカリティーをはじめとする問題点が従来から指摘されてきた。(注2) 本年４月にロンドンで開催されたG20金融サミットにおいても，今次の金融危機発生の原因に金融監督の失敗が挙げられ，自己資本比率規制に関する改善案や補完的な規制案などが提唱された。(注3) 今後様々な検討がなされ，新たな規制が実施されていくことであろう。

このような動きのなか，従来から海外拠点の有無によりダブルスタンダードをとってきた日本独特の自己資本比率規制を，改めて評価し直すことは意義があると考える。

本稿では，まず，国際統一基準と国内基準についての現状とこれまでの経緯を説明し，次に，想定される問題点を挙げ，地方銀行（以下「地銀」という）を対象にした実証的な検証を試みる。最後に結果をまとめることとしたい。

（注１）氷見野（2005）参照。
（注２）自己資本比率規制の問題点については，清水（2007）が詳しい。また，自己資本比率規制（バーゼルⅡ）が有するプロシクリカリティーの可能性については，Kashyap and Stein（2004）が詳しい。なお，プロシクリカリティーとは，具体的には，景気後退期には，貸倒れ等のダウンサイド・リスク増加に対応して所要自己資本が上昇するため銀行貸出減少などが起こり，更なる景気後退への圧力がかかる一方，景気拡大期には，その逆の現象が起こり，更なる景気拡大への圧力がかかることを言う。
（注３）G-20（2009）参照。

1　現状とこれまでの経緯

⑴　現状

銀行法等により，海外拠点（より厳密に

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1表　国際統一基準と国内基準の相違点

項目	国際統一基準	国内基準
求められる自己資本比率水準	8%	4%
その他有価証券の評価損益の取扱い	評価益:45%をTier2（補完的項目）に算入 評価損:約60%をTier1（基本的項目）から控除	評価益:反映せず 評価損:約60%をTier1（基本的項目）から控除
2008年12月期～2012年3月期までの時限措置	国債等の評価益，評価損のいずれも反映せず。 株式・社債等は以下のとおり。 評価益:45%をTier2に算入 評価損:約60%をTier1から控除	評価益，評価損のいずれも反映せず。
マーケットリスク相当額のリスク資産（自己資本比率算出式の分母）への算入の取扱い	一定の要件（特定取引勘定の資産および負債の合計額が1000億円未満など）を満たした場合，算入しないことができる。	算入しないことができる。

資料　石村（2009）および全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』（平成19年度）より作成

は，海外支店あるいは議決権50%超を保有する海外現地法人（注4）を設置している銀行には，国際統一基準が適用されることになっている一方，海外拠点を設置していない銀行には，国内基準が適用されることになっている。なお，これらの２つの基準の違いを示すと，第１表のとおりである。

求められる自己資本比率の水準は，国際統一基準では８%で国内基準では４%であり，その算出方法すなわちその他有価証券の評価損益の取扱いやマーケットリスク相当額のリスク資産への算入の取扱いも異なる。

なお，Tier1（自己資本のなかの基本的項目）の算出方法は，国際統一基準と国内基準で差異はなかったが，昨年末，2008年12月期～2012年３月期までの時限措置として，国際統一基準では国債等の評価損益は反映しないことになり，国内基準ではその他有価証券のすべての評価損益を反映しないこととなった（注5）。この時限措置は，昨夏のリーマンショック後の株式市場急落を受けて，自己資本比率低下が貸出減少につながるような事態を回避することを目指したものであるが，これによって，国内基準行の自己資本比率は，2012年３月期（2011年度）まではマーケット（相場）の変動から影響を受けないことになった。

（注４） なお，海外駐在員事務所は，海外拠点には定義されず，海外駐在員事務所のみを有する場合は，国際統一基準ではなく国内基準が適用される。

（注５） この点については，石村（2009）が詳しい。

(2)　これまでの経緯

(1)で述べたとおり，国際統一基準行と国内基準行では，表面的な自己資本比率の目標値の相違のみならず，その算出方法も相違している。

自己資本比率規制に法的な根拠が与えられた1992年度以降の全銀行（都銀，長信銀，信託銀，地銀，第二地銀）における国際統一基準行と国内基準行のそれぞれの銀行数の推移は第２表のとおりであり，これまでの推移を，佐藤（2003，2007）および氷見野（2005）に従い，整理すると以下のようになる。

① 1954年に，自己資本充実の観点から，通達により自己資本比率を10%とする目標が定められたが，多くの銀行にと

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2表　国際統一基準行と国内基準行の推移（全銀行）

（単位　行）

	国際統一基準行数	国内基準行数	合計	海外支店設置行数
92年度	90	61	151	54
93	89	61	150	53
94	89	61	150	52
95	86	63	149	53
96	82	66	148	50
97	45	100	145	43
98	34	107	141	33
99	27	112	139	24
00	26	113	139	24
01	21	115	136	19
02	17	117	134	15
03	16	114	130	14
04	16	112	128	14
05	15	110	125	13
06	15	109	124	13
07	14	109	123	13

資料　全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』（各年度）より作成
（注）海外支店設置行数には，海外現地法人のみを設置している銀行は含めない。

ってこの目標に到達することは難しかった。その後，1981年には，通達により，銀行が健全経営の確保に努める際に留意すべき経営諸比率のひとつとして自己資本比率（基本的に貸借対照表から総資産に対する自己資本の比率を算出するもの）が挙げられ，この比率を目標である10%以上とする指導が行われるようになった。しかし，この水準での目標到達は容易ではなかったこともあり，1986年に４%の目標に改められた。（注６）

②　1988年，バーゼル合意により国際統一基準が定められると，通達改正が行われ，国際統一基準と国内基準（1986年に定められた４%以上を目標とする自己資本比率規制）の通達に基づく２本立ての規制体系に移行した。（注７）

③　1992年の銀行法改正によって，自己資本比率規制は明確な法的根拠を持つ制度となったが，目標値（国際統一基準８%，国内基準４%）の未達成の場合の具体的な影響等は明示されなかった。

④　1996年の金融機関健全性確保法の成立によって，銀行法26条が改正され，早期是正措置の根拠規定が置かれた。これにより，従来は，海外拠点を有しない銀行にも国際統一基準の適用を選択することを認めていたが，1997年度（98年３月期）以降は海外拠点を有しない銀行には国内基準を適用することとした。（注８）このため，国際統一基準行は半減した。

⑤　1998年度（99年３月期）より，早期是正措置が実施され，国内基準の対象が協同組織金融機関にも広がった。この措置により，従来は総資産とされていた国内基準の分母が，国際統一基準と同様にリスク加重資産に変更された。また，従来は，国際統一基準は連結ベース，国内基準は単体ベースとされていた自己資本比率を，国際統一基準，国内基準のいずれにおいても，連結ベースと単体ベースの両方から規制を受けるように変更された。

以上の整理から，わが国の自己資本比率規制における国際統一基準と国内基準の２本立ては，主にバーゼル合意という国際的

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

圧力への対処により生じたものと推定される。その後，早期是正措置導入により，自己資本比率規制が金融監督の中心として位置づけられ，国際統一基準と国内基準の算出方法などの整合性が図られながらも，２本立ての規制基準は存続されてきたと解釈できよう。

（注６） 堀内（1998）は，普通銀行の自己資本比率の平均値は1970年代なかばまで６％台にとどまり，それ以降漸次低下し1980年代には４％以下に低下していた事実を説明したうえで，４％を目標にするよう改めた1986年における大蔵省の指導を，「規制の実効性を高め強化するためよりも，むしろ大蔵省の自己資本に対する要求水準を低めることで行政指導をより現実的なものにした」対応だったと指摘している。

（注７） 佐藤（2007）は，「バーゼル合意を，日本の銀行のオーバープレゼンスに歯止めをかけようとする国際的圧力と捉える向きもあった中，わが国におけるバーゼルⅠの国内適用は，当初，国際基準行のみを対象とし，国際合意された内容のみを忠実に実施する，というミニマム・スタンダードであった」と説明している。

（注８） 第２表において，1997年度以降も，国際統一基準行数と海外店設置行数が一致しないのは，海外支店は設置していないが海外現地法人は設置している銀行が国際統一基準行数に含まれていることによる。

２　想定される問題点と検証すべき仮説

Rajan（2009）は，今次の金融危機を踏まえたうえで，「The three Cs（３つのC）」すなわち「Comprehensive（包括的），Contingent（状況依存的），Cost-effective（低コスト）」を，今後の金融規制を評価するポイントとして説明している。(注９) この考え方に従って，わが国の自己資本比率規制における規制基準の２本立ての枠組みを評価した場合，Comprehensive（包括的）の点で，問題があると考える。

上記１(2)で概観したとおり，わが国の監督当局は，自己資本比率規制の包括性を向上させるため，国内基準の算出方法を国際統一基準と平仄を合わせたものにするなどの政策対応を行ってきたが，現在でも，海外拠点の有無により，上記１(1)で示したとおりの相違が存在している。

そもそも，クロス・ボーダーの金融取引が容易になった現在においても，海外拠点の有無による基準の区分は意味を持つのであろうか。同程度のリスクテイクを行っている銀行のなかで，国際統一基準行と国内基準行が混在している状況になっていないだろうか。別言すれば，国際統一基準が本来ならば適用されるべき銀行にまで，規制の緩い国内基準が適用されるような状況になっていないだろうか。

さらに，上記１(1)で示した相違がいわゆる「抜け穴」として利用されるならば，規制が強化されればされるほど規制対象先である銀行が厳しい規制から緩やかな規制に移動する状況が起こり得ることも否定できないだろう。規制対象先である銀行が厳しい規制から緩やかな規制に移動する状況は，別な表現を使うならば，regulatory arbitrage（規制の裁定）とも表現できるだろう。(注10) わが国の自己資本比率規制における規制基準の２本立ての枠組みは，規制の「抜け穴」を利用して規制の緩い国内基準をあえて適用しようとする行動につながる枠組みとされる懸念はないのであろうか。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

以上の問題意識から，検証すべき仮説は次のようにまとめられよう。

＜仮説＞　自己資本比率規制を海外拠点の有無によって国際統一基準と国内基準に分けている現状は，本来ならば国際統一基準が適用されるべき銀行にまで規制の緩い国内基準が適用されるような状況に陥る可能性がある。そして，規制の裁定とも言うべき銀行の行動すなわち規制の緩い国内基準を選択する銀行の行動も起こりうる。

（注９）西村（2009）は，Comprehensive（包括的）な規制を「抜け穴の無い規制」，Contingent（状況依存的）な規制を好況期には厳しく景気後退期には緩くなる規制であると説明し，Cost-effective（低コスト）とは，規制効果が同一ならば低コストの方法をとるべきという基準だと説明している。さらに，西村（2009）は，Rajan（2009）のこの考え方を，今後の金融規制のあり方についての様々な提案を吟味する際の評価ポイントになると評価している。

（注10）regulatory arbitrageの代表的な例としては，銀行が証券化などを使って規制資本上のリスクアセットを削減する行動が挙げられる（Jones（2000）参照）。

3　検証方法

上記２で示した仮説を，同一業態内で国際統一基準行と国内基準行が混在している地銀（国有化された足利銀行は除く）（第３表）を対象にして[注11]，以下の方法で検証することとしたい。

まず，海外拠点の有無の代理変数として，業務純益に占める国際業務利益の比率を採用し，07年度（08年３月期）において，この比率の大きさが国際統一基準行と国内基準行とで違いがあるかを調べる。これは，海外拠点を有する銀行は，そうでない銀行よりも国際業務利益の占める比率が大きいという推定を前提とした検証である。国際統一基準行と国内基準行とであまり違いがないとすれば，海外拠点の有無は業務純益に占める国際業務利益の比率には関係しないと解釈できる。そして，銀行にとって，海外拠点の有無は国際業務を実施するうえであまり意味を持たず，海外拠点の有無を規制基準とする自己資本比率も国際業務を行うことに限ればあまり意味を持たなくなると言えるだろう。つまり，国際業務を実施するために海外拠点を持つことにそれほ

第３表　地銀における国際統一基準行と国内基準行の推移

（単位　行）

	国際統一基準行数	国内基準行数	合計	海外支店設置行数
92年度	56	8	64	29
93	56	8	64	29
94	56	8	64	28
95	54	10	64	30
96	52	12	64	29
97	26	38	64	24
98	18	46	64	17
99	14	50	64	13
00	14	50	64	13
01	12	52	64	11
02	10	54	64	9
03	9	54	63	8
04	9	54	63	8
05	9	54	63	8
06	9	54	63	8
07	8	55	63	8

資料　第2表に同じ
（注）　第2表に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ど大きな価値がなければ，あえて海外拠点を持たず，国際統一基準行になる選択もとらないという推定も可能であろう。なお，各行の国際業務利益額は，『金融ビジネス』(2008 SUMMER）から取得し，業務純益は，『全国銀行財務諸表分析』（平成19年度）から取得する。

次に，07年度（08年３月期）における国際統一基準行と国内基準行の財務の健全性・安定性の相違を同一尺度であるTier1の比率で比較する。(注12) このTier1比率の水準で違いがあまりないとするならば，海外拠点の有無はTier1比率には影響しないことになる。そして，Tier1比率から見て，健全性・安全性が同じレベルの銀行であるにもかかわらず，一方は国際統一基準行で他方は国内基準行であるという状況が存在している可能性を指摘できる。なお，各行のTier1比率は，『金融ビジネス』（2008 SUMMER）から取得する。

また，07年度（08年３月期）のバーゼルⅡにおけるリスク計測手法（信用リスク計測手法とオペレーショナルリスク計測手法）の導入状況にかかる国際統一基準行と国内基準行との差異を検証する。このリスク計測手法は，自己資本比率を算出する際に使用されるもので，信用リスク計測手法とオペレーショナルリスク計測手法のいずれにおいても，初期段階，中間段階，先進的段階の３段階に分けられる。そして，中間段階と先進的段階のリスク計測手法の使用については，各行のリスク管理高度化の発展段階に応じて，監督当局が承認することになっている。(注13) 仮に差異がなければ，国際統一基準行と国内基準行とでは，信用リスクとオペレーショナルリスクの管理レベルで違いがないことになるだろう。その場合，監督当局がリスク管理レベルは同等であると認めたにもかかわらず，一方では国際統一基準が適用され，もう一方では国内基準が適用される状況が示唆されるであろう。なお，各行のリスク計測手法の導入状況は，『全国銀行財務諸表分析』（平成19年度）から取得する。

さらに，マーケット（市場）が，国際統一基準行と国内基準行との違いをどのように評価しているかについて，従業員１人あたりの時価総額および外部格付の観点から検証する。前者は株式市場参加者の見方を表すものと考えられ，後者は市場の評価に一定の影響を与える格付会社の見方を表すと考える。これらの見方が，国際統一基準行と国内基準行との違いをそれほど重視していないとすれば，マーケット（市場）においては，海外拠点の有無を自己資本比率規制の規制基準とすることに意味がないと評価されていると解釈できるだろう。なお，各行の時価総額と外部格付は，Bloombergより取得し，従業員数は『全国銀行財務諸表分析』（平成19年度）から取得する。

最後に，早期是正措置導入後の1999年度（00年３月期）以降に国際統一基準行から国内基準行に移行した銀行９行を対象にして，移行した年度とその前年度の２期の外部格付の格下げ状況を調査する。(注14) 信用力低下に伴う格下げが基準変更の実施に先行す

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

るかあるいは同時に起こっているとしたら，信用力が低下した銀行が，ハードルの高い国際統一基準からハードルの低い国内基準にシフトした可能性も考えられるであろう。なお，各行の格下げ状況は，Bloombergより取得する。

（注11）検証対象となる計数は，データの連続性を考慮して単体ベースの計数を使用する。なお，08年３月時点の地銀全体の連単倍率は，総資産ベースは1.01倍で，当期純利益ベースは0.96倍であることから，連結ベースの計数を使用せず，単体ベースの計数を用いることにそれほど問題はないと考える。

（注12）上記１（1）でも述べたとおり，07年度（08年３月期）においては，Tier1の算出方法は両基準の間で差異はなかった。

（注13）バーゼルⅡにおけるリスク計測手法に関しては，樋渡（2009）が詳しい。

（注14）最も多い格付を提供するJCR社のデータが，98年度（99年３月期）以降のみしか取得できなかったため，対象期間を99年度（00年３月期）以降とした。また，99年度（00年３月期）以降に国際統一基準行から国内基準行に移行した銀行は10行あるが，そのうち１行は，基準変更時点で外部格付を取得していなかったので，対象から除いた。

4　検証結果

(1)　国際業務利益の業務純益に占める比率の比較

08年３月期における国際業務利益の業務純益に占める比率を国際統一基準行と国内基準行とで比較すると，第４表のとおりとなる。

平均値はむしろ国内基準行の方が高いことや，国際統一基準行グループの最低値以上の国内基準行数は38行で国内基準全行に占める比率は69%であることから考えて，業務純益に占める国際業務利益の比率は，２つの基準行の間で差異はないと言えるだろう。なお，平均値の差の検定（ｔ検定）を実施してみても，２つの平均値が等しいという仮説は棄却できなかった。

(2)　Tier1比率の比較

08年３月期のTier1比率を国際統一基準行と国内基準行とで比較すると，第５表のとおりとなる。

Tier1比率の平均値は，国内基準行の方が国際統一基準行よりも低いが，国内基準行の４割近くが国際統一基準行の最低値よ

第4表　国際統一基準行グループと国内基準行グループの国際業務利益比率の比較（08年3月期）

（単位　%）

業務純益のうち国際業務部門利益が占める比率	最高値	最低値	平均値	標準偏差
国際統一基準行グループ（8行）	34.46	5.37	14.82	9.52
国内基準行グループ（55行）	858.23	0.57	43.94	149.88
国際統一基準行グループの最低値以上の国内基準行数（国内基準全行に占める比率）	38行（69%）			

資料　国際業務部門利益は『金融ビジネス』2008 SUMMERより，業務純益は全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』（平成19年度）より作成
（注）1　足利銀行は対象から除く。
2　符号がマイナスの場合はその絶対値を採用。

第5表　国際統一基準行グループと国内基準行グループのTier1比較（08年3月期）

（単位　%）

Tier1（基本的項目）の自己資本比率	最高値	最低値	平均値	標準偏差
国際統一基準行グループ（8行）	13.42	9.05	10.62	1.32
国内基準行グループ（55行）	14.07	3.38	8.82	2.24
国際統一基準行グループの最低値以上の国内基準行数（国内基準全行に占める比率）	21行（38%）			

資料　『金融ビジネス』2008 SUMMERより作成
（注）　第4表に同じ。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

りも高いTier1比率である。つまり，国内基準行の４割近くは，財務の健全性・安全性では，国際統一基準行と同じレベルであると言えるだろう。

⑶　バーゼルⅡにおけるリスク計測手法（中間段階）の導入状況の比較

08年３月期時点で，監督当局の認可が必要であるバーゼルⅡにおけるリスク計測手法（中間段階）の導入状況を整理したのが，第６表である。

国内基準行のうち44行は，信用リスク計測手法もオペレーショナルリスク計測手法のいずれも中間段階の認可は得ていないことから，国内基準行ではリスク管理高度化の発展段階が未だ途上にある銀行が多いことが読み取れる。しかし，国内基準行の２割にあたる11行は，信用リスク計測手法あるいはオペレーショナルリスク計測手法のいずれかの中間段階の認可を得ており，国際統一基準行と同等のリスク管理高度化の発展段階に達していると監督当局から認められている。

⑷　マーケットによる評価の比較

マーケットによる評価として，08年３月末時点の従業員１人あたりの時価総額を国際統一基準行と国内基準行とで比較すると，第７表のとおりとなる。また，08年６月末時点[注15]の外部格付水準を比較すると，第８表のとおりとなる。

いずれの比較を見ても，平均値は国際統一基準行が国内基準行を明らかに上回って

第６表　リスク計測手法（中間段階）の導入状況の比較（08年3月期）

（単位　行）

	国際統一基準行数	国内基準行数
信用リスク計測手法（中間段階）のみを導入	1	0
オペレーショナルリスク計測手法（中間段階）のみを導入	4	8
信用リスク計測手法（中間段階）とオペレーショナルリスク計測手法（中間段階）の両方を導入	3	3
信用リスク計測手法（中間段階）とオペレーショナルリスク計測手法（中間段階）のいずれも未導入	0	44
合計	8	55

資料　全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』（平成19年度）より作成
（注）　足利銀行は対象から除く。

第７表　国際統一基準行グループと国内基準行グループの時価評価比較（08年3月末）

（単位　百万円）

従業員1人あたりの時価総額	最高値	最低値	平均値	標準偏差
国際統一基準行グループ（7行）	209	72	110	41.11
国内基準行グループ（48行）	217	26	63	35.14
国際統一基準行グループの最低値以上の国内基準行数（国内基準全行に占める比率）	13行（27%）			

資料　時価評価額はBloombergより，従業員数は全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』（平成19年度）より作成
（注）　足利銀行に加えて，非上場の2行および持株会社の傘下銀行の6行を除く。

第８表　国際統一基準行グループと国内基準行グループの外部格付比較（08年6月末）

外部格付水準	最高値	最低値	平均値
国際統一基準行グループ（8行）	AA格相当	A+格相当	AA−格相当
国内基準行グループ（55行）	AA格相当	無格付	A格相当
国際統一基準行グループの最低値以上の国内基準行数（国内基準全行に占める比率）	20行（36%）		

資料　Bloombergより作成
（注）1　足利銀行は対象から除く。
2　外部格付は，第1順位：JCR，第2順位：R&I，第3順位：Fitchの順番で採用した。なお，格付の水準に応じて以下のように点数化し，平均値を算出した。
（AA格相当:7，AA−格相当:6，A+格相当:5，A格相当:4，A−格相当:3，BBB+格相当:2，BBB格相当:1，無格付:0）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

いるが，国内基準行の３割程度は，国際統一基準行グループの最低値以上となっている。

（注15）07年度（08年３月期）決算の結果を反映した格付水準を検証するため，08年６月末時点とした。

(5)　基準変更時の格下げ状況

1999年度（00年３月期）～07年度（08年３月期）で国際統一基準から国内基準に変更した10行のうち，変更時点で外部格付を取得している９行を対象にして，基準変更年度とその前年度の２期における外部格付の格下げ状況を調べると，外部格付の格下げが，基準変更年度とその前年度の２期の間で起きている銀行は９行のうち６行となっている。

信用力が低下し格下げされた銀行が国際統一基準行から国内基準行に移行したとは必ずしも言えないが，国際統一基準行から国内基準行に移行した銀行のなかでは，移行した年度とその前年度に格下げされた銀行が多かったことは少なくとも指摘できるであろう。

5　検証結果の考察

地域金融にとって重要な地位を占める地銀という業態を対象にして行った上記４の検証結果をまとめると，以下のようになる。

①　業務純益に占める国際業務利益の比率を見ると，国際統一基準行と国内基準行との間では，差異はないと言える。このことは，海外拠点の有無は国際業務実施にはあまり制約にならないという解釈ができる。

②　財務の健全性・安定性やリスク管理高度化の状況では，一定数の国内基準行は，国際統一基準行と同じレベルであり，マーケットによる評価も同様の見方をしている。(注16)

③　そして，国際統一基準から国内基準に変更した銀行を対象にすると，その直前（基準変更年度およびその前年度）に格下げされたケースが多かった。

①からは，地銀においては，海外拠点の有無によって規制基準を分ける意味は薄れている可能性が指摘できるであろう。また，②からは，少なくとも国際統一基準行並みであると評価できる一定数の国内基準の地銀にとっては，本来ならば国際統一基準を適用されても良いことを考慮すれば，規制内容が緩い国内基準の適用が規制の「抜け穴」になる可能性が指摘できるであろう。そして，③からは，信用力が低下した地銀が規制の緩い国内基準を選択する行動すなわち規制の裁定につながる行動が完全には否定できないことを指摘できるであろう。従って，この検証結果から，上記２で示した仮説は一定の範囲で支持されたと言える。

ところで，現在，金融規制のあり方について，様々な議論が行われており，多くの規制案が提唱されているが，(注17) 背景にある主要な考え方としては，「外部不経済の内部化」が指摘できよう。(注18) 換言すれば，銀行が過剰なリスクテイクを行った結果，金融シ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ステム全体に悪影響を及ぼすシステミック・リスクを発生させた場合に，発生源となった銀行がその処理コストを負担しないような状況を回避するため，その処理コストに相当する合理的な対価を事前に銀行に課すという考え方である。(注19) このような考え方を実際に規制として適用させるためには，今後解決すべき課題は多く残されていると思われる。しかし，銀行の特性に影響を与えるような中心的な金融規制がすべての銀行に対して包括的に機能していることが，事前に銀行が負担すべき対価の水準を合理的に決めるうえで，前提になると言えるであろう。つまり，「外部不経済の内部化」という考えを背景に持つ新規制案を実効的なものにして，実施させていくためには，少なくとも金融規制の中心である自己資本比率規制を「抜け穴」のない包括的な規制にしておく必要があるだろう。このためにも，海外拠点の有無による国際統一基準と国内基準の並存は見直す価値はあると考える。

（注16） Tier1比率，リスク計測手法（中間段階）導入，時価評価，外部格付の４つの点から検証されたが，このうち，すべての点で，国際統一基準行並みであった国内基準行は２行で，３つの点で国際統一基準行並みであった国内基準行は９行，２つの点で国際統一基準行並みであった国内基準行は９行であった。

（注17） 新しい規制案の概括と評価については，西村（2009）を参照。

（注18） 外部不経済とは，ある経済主体が他の経済主体に対価を支払わずに損害を与えた状態を指す。金融システム全体に悪影響を与えるシステミック・リスクは，対価を支払わずに，直接取引のない他の銀行などの経済主体に悪影響を与えるので，外部不経済と言える。このような外部不経済をその対価を支払うなどによって解決することを外部不経済の内部化と呼ぶ（Stiglitz（2000）参照）。

（注19） 代表的な新規制案として，Kashyap，Rajan and Stein（2008）による自己資本保険あるいは，Morris and Shin（2008）およびShin（2008）などによる流動性規制・レバレッジ規制が主に挙げられるが，いずれの案もこの考え方に依っている。

おわりに

本稿は，わが国の自己資本比率規制における国際統一基準と国内基準の２本立ての枠組みの問題点を明らかにすることを目的とした。

まず，これまでの経緯と現状を概観し，規制としての包括性に問題があることを想定した。次に，地銀を対象にして検証を行い，想定した問題点が一定の妥当性を持つことを指摘した。

なお，本稿の検証結果からは，国際統一基準と国内基準が並存する現状の枠組みを見直す必要性が導出されるが，実際に見直しに着手する際には，政策手順に十分留意する必要があろう。(注20) 今次の金融危機を受けて多くの銀行がダメージを受けている現状，まずは緊急的な対応による銀行経営の安定化を最優先すべきと考える。

（注20） 堀内（2004）参照。

＜参考文献＞

・G－20（2009）“Declaration on Strengthening the Financial System－LONDON，2 April.”
・Jones，David（2000）“Emerging Problems with the Basel Capital Accord：Regulatory Capital Arbitrage and Related Issues，” *Journal of Banking & Finance* 24, pp.35-58.

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

・Kashyap，Anil and Jeremy Stein（2004）“Cyclical Implications of the Basel‐II Capital Standard,” *Economic Perspectives,* Federal Reserve Bank of Chicago 1Q, pp.18-31.
・Kashyap，Anil，Raghuram Rajan and Jeremy Stein（2008）“Rethinking Capital Regulation” paper prepared for the Federal Reserve Bank of Kansas City Symposuim at Jackson Hole.
・Morris，Stephen and Hyun Song Shin（2008）“Financial Regulation in a System Context” paper prepared for the Brookings Papers conference，Fall.
・Rajan，Raghuram（2009）“Cycle-Proof Regulation,” *The Economist*，April 11, pp.70.
・Shin，Hyun Song（2008）“Reflections on Modern Bank Runs：A Case Study of Northern Rock” working paper，Princeton University.
・Stiglitz，Joseph E（2000）*Economics of the Public Sector*：Third Edition, W.W. Norton & Company（藪下史郎訳『スティグリッツ　公共経済学（第２版）』東洋経済新報社　2003年）
・石村幸三（2009）「自己資本比率規制の弾力化の狙いと，バーゼルII見直しの方向は？」『金融財政事情』１月12日号，pp.30-33
・佐藤隆文（2003）『信用秩序政策の再編―枠組み移行期としての1990年代―』日本図書センター
・佐藤隆文（2007）『バーゼルIIと銀行監督』東洋経済新報社
・清水啓典（2007）「BIS規制と市場評価」『証券アナリストジャーナル』４月号，pp.19-33
・西村清彦（2009）「金融システムの安定性とマーケット・コンフィデンスー日本金融学会における講演要旨ー」５月16日，日本銀行
・氷見野良三（2005）『＜検証＞BIS規制と日本（第２版）』金融財政事情研究会
・樋渡淳二（2009）「金融機関のリスク管理高度化指標と格付け，企業価値との関係に関する実証分析」『証券アナリストジャーナル』５月号，pp.103-114
・堀内昭義（1998）『金融システムの未来ー不良債権問題とビッグバンー』岩波新書
・堀内昭義（2004）「銀行危機と金融システムの再構築ー融資取引関係の可能性ー」『フィナンシャル・レビュー』September，pp.41-69

（やじま　いたる）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

談話室

農業と心の教育

私は，農林中央金庫の職員を長くやっておりましたが，40代後半からは，多くの年月を学校や教育の社会でお世話になり現在に至っております。学校生活のなかで，特に感じましたのは，心の教育に及ぼす農業や自然，命あるものの力の大きさということです。

1996年から２年間，農林中央金庫から出向の形で，八ヶ岳中央農業実践大学校にお世話になりました。ちょうどその頃から，千葉県の我孫子中学校など，いくつかの小中学校が，農林業体験学習で大学校を訪れていました。当時，我孫子中学校は，千葉県で最大規模の中学校でした。300人近い生徒が，畑や家畜，森林などの手入れに汗を流しておりました。引率のため来校された校長先生は，「農林業体験学習をやるようになってから，いじめや悪いことをする生徒は一人もいなくなった」と話しておられました。私は，半信半疑でした。校内の芝生広場で行う開校式で，中学生の顔を何回も見渡してみました。皆が皆，穏やかで優しい表情をしていました。「これは，確かに校長の言うとおりだ。この中学校には，いじめなどはないのかもしれない」と思ったのでした。

その後，しばしの時が流れ，2003年春，私は，ふるさと山形県に40年ぶりに帰郷しました。県立高校で民間人校長をやることになったのです。ふるさとの子供たちは，私たちの子供時代とは，いろいろな面で大きく違っておりました。最も驚いたのは，不登校や心の悩みを抱える生徒，携帯電話やメールを使ったいじめの増加などでした。私の小中学校の同級生は160人で，９年間ずっと一緒でしたが，不登校の仲間など一人もいなかったのです。地元の教育の専門家に聞いてみました。「不登校は，農村でも珍しくなくなった。なぜかはよくわからないが・・・。ただ，農家の子供でも農作業を手伝うことは，ほとんどなくなった。学校から帰ると，家の中でパソコンやゲーム機に向かって一人で遊んでいる。稲の花がいつ咲くかも知らない」とのことでした。

昔と同じように，「悪いこと」をする高校生は，今もけっこうおります。昔は，「同級生を殴った」とか「たばこを吸った」などが多かったように思いますが，現在は，「万引き」「いじめ」「カンニング」などが大半です。その多くは，なん

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

らかの心の悩みによるものです。

「悪いこと」をすると，昔は停学処分になりました。今は，「特別指導」といいます。生徒と保護者が，一緒に校長室に呼び出され，教室への出入りを禁止されます。その後，しばらくの間，いろいろな教員が，入れ代り立ち代り別室で説諭をし，反省文などを書かせます。学校社会における伝統的な「特別指導」です。もちろん，これはこれで意味はあるのでしょうが，私は，いまひとつすっきりとしないものを感じていました。八ヶ岳での我孫子中学校のことなども思い出しておりました。

「悪いこと」をした生徒を，一週間ほど農家に預かっていただき，農作業をさせていただくことにしました。生徒には，「悪いことをした罰として，力仕事や汚れる仕事をやってもらうのではないよ」ということを丁寧に説明し送り出しました。ほとんどの生徒は，みるみるうちに生気を取り戻し，目を輝かしてくれるようになりました。長く，「特別指導」をやってきた先生からは，「あんな生徒が，こんなにも立ち直ってくれたのは初めて・・・」という感想も寄せられるようになりました。山形県長井市のレインボープラン(生ゴミの堆肥化による食と農の地域内循環)を企画推進した菅野芳秀さん，日本における酪農教育ファームをリードしてきた蔵王山麓の山川喜市さん，早稲田大学の故大塚勝夫教授が設立された屋代村塾(高畠町)の皆様には，とりわけお世話になりご指導いただきました。

昨年春，十数年ぶりに八ヶ岳の大学校にお世話になることになりました。この間に最も大きく変化し驚いたのは，農林業体験学習に訪れる小中学生などの急増ぶりです。年間２万人近い児童・生徒が，首都圏などから訪れ，さまざまな体験学習に真剣に取り組んでいるのです。日本一の農業教育ファームに成長した八ヶ岳の大農場にたたずみ，しばしば感無量の想いにふけっているところです。

全国の多くの子供たちが，それぞれの地域で農村の現場に足を運び，自然や農林業への理解を深めると同時に，心も耕してもらえればと願っています。こうした子供たちが，将来，社会人になり，父親や母親になった時，日本という国は，心穏やかな，生まれてよかった，生きていてよかったと思えるような国になるのだろうと確信し，期待しているところです。

(八ヶ岳中央農業実践大学校校長　小口英吉・こぐちえいきち**)**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

資金決済分野への事業会社の進出と金融機関の対応

専任研究員　鈴木　博

〔要　　旨〕

1　資金決済は，財貨・サービスの売買などの取引と表裏一体の関係にある。商品等の売買が行われると，当事者間に債権・債務の関係が発生するが，これは資金決済によって解消される。資金決済の分野では，これまで銀行等金融機関が中心的役割を果たしてきたが，販売・流通形態の多様化や情報通信技術（IT）の発達などを背景に，個人を対象とする小口リテールの決済において，近年，事業会社の進出が目立っている。

2　コンビニによる料金収納代行サービスは，利便性の高さや低コストなどから取扱件数では都銀の内国為替（仕向）取扱件数を凌駕するに至っており，大手宅配業者による代金引換サービスも通信販売取引の拡大などを背景に大きく増加している。また，ICカード型電子マネーは，JRなどの交通機関や大手小売業者を中心に発行枚数は１億枚を超え，決済金額も拡大している。インターネットを経由した取引の増加にともない，サーバ管理型電子マネーの利用も活発化している。

3　資金決済分野におけるこうした動きを受けて，決済の安全性確保や利用者保護などを目的として，09年６月に資金決済法が制定され，10年に施行される予定である。資金決済法では，電子マネーなどの前払式支払手段にかかる制度整備が行われたほか，金融機関に限られていた為替取引が，少額のものについて金融機関以外の業者にも認められた。このほか，送金や振込などを処理する内国為替決済制度（全銀システム）の運営について，資金清算業としての法的位置づけが与えられた。

4　小口リテール決済の分野では，金融機関は，これまで，ATMやインターネットバンキング・モバイルバンキングの機能強化，クレジットカードなどのカードビジネスの強化などの対策を実施してきた。今後の課題としては，ATMやインターネットバンキング・モバイルバンキングの機能の広がり（税金や公共料金の収納が可能となる等）を利用者に周知徹底すること等を通じて，これらの利用を一層進める必要があるほか，電子マネーの本体発行なども検討に値しよう。資金決済分野における事業会社の進出や資金決済法の制定は，金融機関にとって，この分野での競争が激しくなる一方で，ビジネスチャンスの掘り起こしにつながる面があることも忘れてはならないと思われる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　資金決済の機能と実体経済における役割
2　小口リテール決済分野への事業会社の進出とその背景
⑴　財貨・サービスの流通形態の変化と資金決済手法の多様化
⑵　ＩＴの普及と新たな決済手段の開発
3　資金決済法の枠組みと法律施行後の影響
⑴　資金決済法の枠組み
⑵　法律施行後の影響
4　小口リテール決済分野での金融機関の対応
⑴　これまでの金融機関の対応状況
⑵　今後の課題

はじめに

近年，個人を対象とする小口リテール決済の分野で，事業会社の進出が目立っている。コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という）による料金収納代行サービス（以下「収納代行」という）や大手宅配業者による代金引換サービス（以下「代引」という）などの取扱いが大きく増加し，JRなどの交通機関や大手小売業者などが発行するICカード型電子マネーや，インターネット取引等において利用されるサーバ管理型電子マネーなどによる決済も増加している。こうした状況を背景に，今般，資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という）が制定された。

本稿は，事業会社による資金決済分野への進出の状況について分析するとともに，こうした分野における銀行等金融機関の対応の方向について考察したものである。

1　資金決済の機能と実体経済における役割

資金決済は，財貨・サービスの売買などの実体経済の取引と表裏一体の関係にある。財貨・サービスの売買が行われると，当事者間に債権・債務の関係が発生するが，この債権・債務関係は，資金決済が行われることによって解消される。売り手にとって，財貨・サービスを引き渡して債権を取得しただけでは取引は途中であり，取引が完結するには資金決済が着実に行われなければならない。

こうした資金決済の分野では，これまで銀行などの金融機関が主導的役割を果たしてきた。企業間取引では，大口取引が多いため現金決済は少なく，当座預金口座を見合いに振り出される手形・小切手による決済や，銀行振込などが利用される。手形・小切手による決済では，手形や小切手が授受された段階では支払人の債務は継続しており，手形や小切手が支払日に呈示され，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

資金決済が行われることによって債権・債務関係は解消される。銀行振込の場合は，受取人（債権者）の口座へ資金が入金されることによって決済が完了する。手形・小切手による決済や銀行振込などを処理する銀行間決済システムとして，手形交換制度や内国為替決済制度（全国銀行データ通信システム，略称「全銀システム」）などが金融機関等によって構築されている。

一方，個人を対象とする小口取引の決済では，現金決済を中心に，銀行口座からの自動引落しや銀行振込，クレジットカードによる決済などが行われてきた。個人取引の主要部分を占める大衆を相手とする小口取引では，現金決済が一般的であり，商品等の受渡しと同時に現金の授受が行われるため，債権・債務関係はその場で解消され，後に繰り越されることはない。決済に使用される現金は，日銀と市中金融機関からなる銀行システムによって供給され，銀行のATMなどから引き出されて，市中で流通した後で，再び，銀行システムに還流する。電力料金などのように定期的に反復する支払いでは銀行口座からの自動引落しなどが利用される。また，クレジットカードによる決済は，一定期間カード会社が債権者（加盟店）に立替払いするため，カード会社と個人（カード会員）との間に債権・債務関係が発生するが，個人の銀行口座からの代金引落し等によって解消される。クレジットカード業務は一部に事業会社も参入しているが，銀行系カード会社も多い。

以上のように，資金決済の分野では，銀行等金融機関が中心的役割を果たしているが，事業会社にとっては，金融機関が提供するサービスですべてがカバーされるわけではない。国民に電力やガスの供給を行う電力会社やガス会社は，利用者の銀行口座からの自動引落しや銀行振込などを中心に料金の徴収を行っているが，これですべてが徴収可能なわけではなく，料金の徴収率を上げるためには，より納付しやすい手段を常に利用者に提示していく必要がある。また，財貨・サービスの売買を主たる業務とする事業会社にとって，簡便で低コストの代金支払方法を消費者に提供することが販売促進に役立つこともあり得る。

以上のような事業会社側の事情に加えて，規制緩和の進展や販売・流通形態の多様化，情報通信技術（Information Technology，以下「IT」という）の発達などもあり，90年代以降，小口リテール決済において，銀行などの金融機関のかかわりが比較的少ない分野を中心に，事業会社の進出が目立ってきている。そうした分野には，次のようなものがある。

2　小口リテール決済分野への事業会社の進出とその背景

(1)　財貨・サービスの流通形態の変化と資金決済手法の多様化

小さな商圏を対象にした小規模店舗を多数配置し，食品等の日用品を中心に終日または長時間の営業を行うコンビニが日本に出現したのは70年代である。コンビニはそ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の後も発展を続け，日用品の販売だけでなく，公共料金などの各種料金の収納代行や，ATM設置による小口現金の出し入れなどの金融サービスも提供している。

コンビニによる収納代行は，87年に東京電力の電力料金の収納代行を請け負ったことに始まる。当時，電力会社の料金回収は，利用者の銀行口座からの自動引落しや銀行窓口での払込み，社員による集金などによって行われていた。しかし，銀行口座引落しが難しい単身世帯の増加や銀行等金融機関の営業時間の制約等もあり，より広範な料金回収方法の構築を迫られていた。こうしたなかで，東京電力は，24時間営業で集客力の大きい多数の小規模店舗を持つコンビニに料金の収納代行を依頼した。

コンビニによる収納代行は，委託事業者（料金請求者すなわち債権者）と収納代行業者（コンビニ）とが契約を締結し，収納代行業者が利用者（債務者）から料金を回収し，委託事業者に支払うものである。収納代行業者は委託事業者から代理受領権限を与えられており，収納代行業者が利用者から料金を受領した段階で利用者の債務は解消される。(注1)

その後，収納代行は，ガス料金や電話料金，生命保険や損害保険の保険料徴収などへ広がり，03年以降には社会保険料や各種税金などの公金収納も開始された。コンビニによる収納代行は，その利便性の高さなどから，おおむね利用者に支持されており，たとえば，地方税である自動車税についてみると，コンビニ納税を開始した都道府県の大部分において，それ以前に比べて納付税率が上昇している。(注2)

コンビニによる収納代行は，高度にネットワーク化された小規模店舗を多数配置しているという特質を活用したサービスであり，コンビニの物流管理システムであるPOS（Point of Sales，販売時点情報管理）システムを利用している。すなわち，POSレジのスキャナーで払込票に印刷されたバーコードを読み取ることにより，収納情報がリアルタイムで委託事業者に伝達される。委託事業者は，入金確認を速やかに行うことができ，コンビニによっては収納データの整理等のサービスを行うところもある。

一方，利用者サイドでは，24時間営業で地理的にも近く，レジで簡単に納付可能であるなど利便性が高い。このため，委託事業者と利用者の双方から支持されており，第１図のように，コンビニ大手４社を合計した08年度の収納代行取扱件数は，7.2億

第１図　金融機関（業態別）とコンビニの決済取扱件数

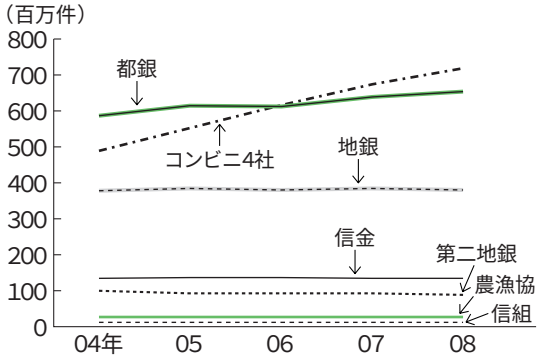

資料　全銀協「決済統計年報」，コンビニ4社は各社の決算説明資料等から作成
（注）1　コンビニ4社はセブンイレブン，ローソン，ファミリーマート，サークルkサンクスの合計。
2　金融機関は内国為替取扱件数（仕向），コンビニ4社は料金収納代行取扱件数。
3　金融機関は暦年の取扱件数，コンビニ4社は決算年度の取扱件数。
4　信金，信組，農漁協は全国連や県連を含む。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

件に達しており，都銀の内国為替（仕向）取扱件数を上回るに至っている。(注3)

コンビニによる収納代行とともに，取扱件数や取扱金額が増えているのが，トラック運送事業者等が行う代引である。代引は，運送業者が商品を消費者に配達した時に，商品の販売業者に代わって代金を回収する業務であり，86年に大手宅配業者によって開始された。

代引も委託事業者（商品の販売業者）と代引業者（宅配業者等）との間で契約を締結し，代引業者が利用者（商品の購入者）に商品を引き渡すのと同時に利用者から代金を受領し，委託事業者に引き渡すものである。代引業者の代金の受取りも収納代行の場合と同様に代理受領であるとされている。(注4)

代引は，産直や通信販売（カタログ販売やテレビショッピングなど），インターネットショッピングなどの非対面販売での主要な資金決済手段となっており，(注5) こうした販売形態の拡大にともなって取扱件数や取扱金額が拡大してきた（第２図）。

収納代行や代引にかかる業者の収益は，

第2図　通販売上高と代引取扱個数

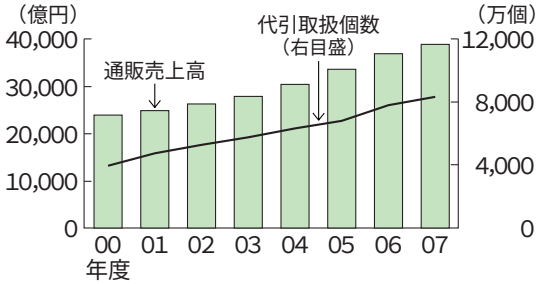

資料　日本通信販売協会「通信販売高調査」，ヤマトホールディングス決算資料から作成
（注）　通販売上高は業界全体，代引取扱個数はヤマトホールディングスの宅急便コレクトの取扱個数。

これらを取り扱うことによる手数料収入が中心であるが，利用者からの代金の受入れと委託事業者への代金引渡しの時間差によって生じる滞留資金の運用益もある。利用者からの代金受入れは日々生じるが，委託事業者への代金引渡しは10日ごとや月１回などのケースが多い。取扱金額の増加にともない収納代行業者や代引業者のこうした滞留資金も大きなものとなっている。

（注１） 産業構造審議会金融部会・流通部会，商取引の支払に関する小委員会（08年12月26日，５頁）。

（注２） 経済産業省・社会インフラとしてのコンビニエンスストアのあり方研究会報告書（09年４月）「競争と協働の中で社会と共に進化するコンビニ」81頁。

（注３） コンビニ大手４社の08年度収納代行取扱件数7.2億件に対し，同取扱金額は6.8兆円であり，１件当たり平均取扱金額は９千５百円である。一方，都銀の08年（暦年）内国為替（仕向）取扱件数は6.5億件で，同取扱金額は1,674兆円である。件数ではコンビニ４社が多いが，取扱金額では圧倒的に都銀の方が大きい。都銀の場合は企業等の大口の送金や振込が含まれるためである。

（注４） 産業構造審議会金融部会・流通部会，商取引の支払に関する小委員会（08年12月26日，９頁）。

（注５） 日本通信販売協会の調査によれば，通信販売取引の約３分の１が，決済手段として代引を利用している（産業構造審議会産業金融部会・流通部会，商取引の支払に関する小委員会[08年12月26日，８頁]）。

⑵　ＩＴの普及と新たな決済手段の開発

ａ　ＩＣカード型電子マネー

１で述べたように，個人を対象とする小口リテール決済の分野では，これまで，現金決済が中心であった。財貨・サービスの引渡しと同時に現金を受領すれば，債権・債務関係はその場で解消され，不特定多数を相手とする取引では確実な決済方法であ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

る。しかし，この場合，買い手は現金を持ち運ばなければならず，売り手は釣銭を用意するとともに，正確な現金受渡し処理が要求されるなどの負担がある。また，駅の改札やスーパーのレジのような混雑する場所での現金決済は，時間的ロスも大きい。

こうした問題を解決する手段として開発されたのが電子マネーであり，事前に払い込まれた金額を電子情報としてICカード等に蓄積し，この電子情報を移転することによって決済を行うものである。(注6) ICカード型の電子マネーは，これまで商品券などと同様に前払式証票として前払式証票規制法によって規制されてきた。

電子マネーは，発行者からの財貨・サービスの購入にのみ使用できる自家型のものと，加盟店など発行者以外の第三者に対しても使用できる第三者型のものに分かれるが，日本で発行されている電子マネーは大半が第三者型のものである。

電子マネーは，欧州では90年代後半に使用可能となり，日本でも同時期に各地で実証実験が行われたが，この時には広がりをみせず，実際に利用されるようになったのは，非接触型IC技術が実用化された01年以降である。01年にビッドワレット（株）が発行した電子マネーEdyが，ホテルやレストラン，コンビニなどで使われるようになり，また，同じく01年にJR東日本が発行したSuicaは，当初交通乗車券として利用され，04年に電子マネー機能を持つようになり，JR駅周辺の商店街などで使用されるようになった。EdyやSuicaは非接触型ICチップを搭載したカード型電子マネーであり，(注7) カードを読取機（リーダライタ）の近傍に近づけるだけで決済が可能であるなど，処理スピードに優れている。なお，非接触型ICチップを携帯電話に搭載したものもあるが（いわゆる「おサイフ携帯」），電子マネーとしての機能は同じである。

さらに，03年にJR西日本がICOCAを発行し（05年に電子マネー機能を搭載），07年には，関東の私鉄などの交通機関が電子マネーPASMOを発行し，小売業のセブン＆アイ・ホールディングス（電子マネーnanaco）やイオングループ（同WAON）も発行した。09年にはJR九州（同SUGOCA）とJR北海道（同Kitaca）も続いた。

これらの電子マネーの発行体はいずれも事業会社である。JR各社や関東の私鉄などの交通機関は，駅構内での切符購入や改札通過などの時間短縮を図ることで利用者に便益を提供するとともに，自らの業務の効率化や，駅周辺での買物などに電子マネーが使われることによる付加価値の増加等を狙いとしている。これらの交通機関の電子マネー導入には，ICカード乗車券として稼動しているシステムインフラが流用可能なため，追加的なシステム経費が比較的小さいといわれている。(注8)

一方，セブン＆アイ・ホールディングスやイオングループなどの小売業者は，コンビニやスーパーの顧客が主要な電子マネーの発行先であり，顧客への利便性の提供や利用データのマーケティングでの活用，ポイントサービスによる顧客囲い込みなどを

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

通じて売上増加を図るとともに，自らの業務の効率化を狙いとしているとみられる。

なお，Edyを発行しているビットワレット（株）は，電子マネーによる決済サービスを他の事業体に提供することを事業としている。

前記のJRや私鉄などの交通機関，小売業者，Edyも加えた８電子マネーの合計発行枚数は，本年３月末時点で１億枚を超えており，決済件数や決済金額も増加している（第３，４図）。電子マネー事業にかかる

第3図　電子マネーの発行件数と決済件数

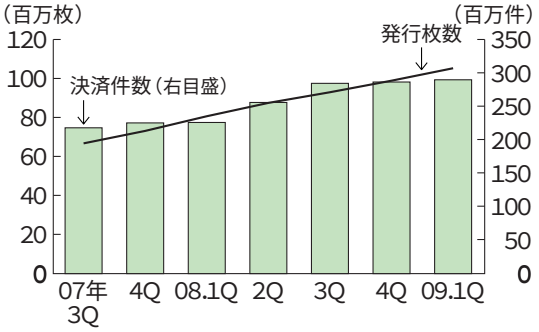

資料　日銀決済機構局「最近の電子マネーの動向について（2008年度）」から作成
（注）1　対象はEdy, Suica, ICOCA, PASMO, nanaco, WAON, SUGOCA, Kitacaの8電子マネーの合計。
2　発行枚数は期末値，決済件数は期中合計額。ただし，交通機関が発行する電子マネーの決済件数には，交通乗車券として使われたものは含まない。

第4図　電子マネーの決済金額と未使用残高

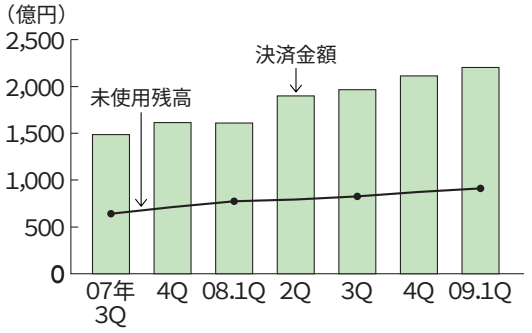

資料　第3図に同じ
（注）1　対象は第3図の注1に同じ。
2　決済金額は期中合計額，未使用残高は3月末と9月末値。ただし，交通機関が発行する電子マネーの決済金額には，交通乗車券として使われたものは含まない。

収益は，電子マネー取扱店舗からの決済額に応じた手数料（加盟店手数料）収入と発行見合い資金の運用益からなるが，クレジットカード事業などに比べると収益性は低い。（注９）このため，電子マネーの主要な発行体である上記交通機関や小売業者は，自社の顧客が電子マネーの主要な発行体であるため，顧客囲い込みによる売上増や事業効率化などのシナジー効果に狙いがあるものとみられる。

（注６） クレジットカード会社が提供するQUIC PayやSmartplusなどの後払い式の少額決済手段も電子マネーと呼ばれているが，ここでは事前に金額を払い込むもの（前払式支払手段）を電子マネーと呼ぶ。

（注７） EdyやSuicaなど日本で発行されているICカード型電子マネーに使われている非接触型IC技術は，ソニー（株）が開発したFelicaであり，Edyを発行したビットワレット（株）はソニーの系列会社である。なお，Felicaは国際標準規格ではなく，国際標準規格はVISAやMasterCardなどが使用しているISO/IEC1443によるタイプA，タイプBのものである。

（注８） 田中大輔（09年）「小口決済サービスの差別化のポイントーインフラでの協調とサービスでの競争」野村総合研究所『知的資産創造』３月号56頁。

（注９） 電子マネーは，少額決済を中心に利用されるため，クレジットカードに比べると，決済件数が多い割りに決済金額は小さく，手数料収入は少ない。また，発行見合い資金の運用益も，日本では低金利が続いているため現状では少ない。このため，電子マネー事業だけの損益を考える場合，設備投資費用や人件費などの経費を賄ってビジネスが軌道に乗るには，ある程度の規模の決済金額を確保することや発行見合い資金の運用の利鞘拡大などが必要である。

b　サーバ管理型電子マネー

事前に払い込まれた金額を電子情報としてカード等に埋め込まれたICチップに蓄積するのではなく，電子マネー運営会社のコンピュータ・サーバで管理するのがサーバ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

管理型電子マネーである。主としてインターネット上で行われる取引の決済手段などに利用され，近年，急速な広がりをみせている。

サーバ管理型電子マネーは，ICカード型電子マネーのように専用の読取機（リーダライタ）を設置する必要はなく，自宅のパソコンのようなインターネットに接続する環境などがあれば利用可能である。主としてインターネットを経由して行われるゲームや映像・音楽配信などのデジタルコンテンツ[(注10)]の取引の決済手段として利用されてきたが，近年，大手インターネットショッピングモール運営業者がサーバ管理型電子マネーのサービスを開始するなど，電子商取引（Eコマース）の分野でも広がりをみせている。

なお，利用者に対してID（Identification，識別符号）番号のみが記録されたカードが交付されるものもあるが[(注11)]，金額情報が電子マネー運営会社のコンピュータ・サーバで管理されることに変わりはない。

サーバ管理型電子マネーは，ICカード型電子マネーのような金銭的価値が記録されている有体物ではないため，これまで前払式証票規制法の対象ではなかった。

サーバ管理型電子マネーの歴史は，ICカード型に比べると古く，インターネットの普及が始まったころから存在する。主なものとしては，BitCash（ビットキャッシュ（株）が97年に発行）やWebMoney（（株）ウェブマネーが99年に発行），「ちょコム」（NTTコミュニケーションズ（株）が01年に発行），NET CASH（（株）NTTカードソリューションが02年に発行）などがある。これらは第三者型の電子マネーであるが，これら以外に，インターネットを主要な販売チャンネルとする事業会社が，決済手段として自家型のサーバ管理型電子マネーを発行するケースもみられる[(注12)]。

第5図　インターネット経由の個人向けデジタルコンテンツ市場規模

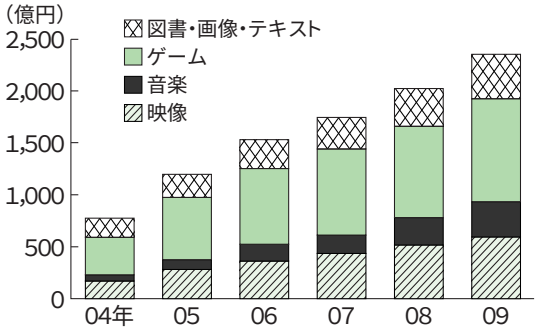

資料　デジタルコンテンツ協会（09年3月）「デジタルコンテンツの市場規模とコンテンツ産業の構造変化に関する調査研究報告書」から作成
（注）　08年までは実績値，09年は予測値。

サーバ管理型電子マネーが主要な決済手段として使われるデジタルコンテンツの市場は，今後も成長が予想されており（第5図），決済規模も増加していくとみられる。

（注10） デジタルコンテンツ（digital contents）とは，デジタルデータ（0と1のように明確に区別可能な2つ以上の状態で表現されるデータ）で構成された文章や画像，音楽，データベース，あるいはこれらを組み合わせたものをいう。

（注11） ギフトカードなどに利用される場合が多いが，発行規模は小さい。ICチップを搭載したカードではなく，磁気カードが使われるため，コストが低いというメリットがある。スターバックスコーヒージャパンが発行するスターバックスカードなどがこれに属するが，スターバックスカードの場合は再チャージが可能である。

（注12） 自家型のサーバ管理型電子マネーを決済手段とするものとして，米国のアップル社が運営する音楽配信サービスiTunes Storeがある。iTunes Storeにおける決済では（日本事業の場合），クレジットカードによる支払あるいは

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

iTunes Card（プリペイド番号を掲載）の購入によって，ウェブ上に開設された利用者のアカウントに金額がチャージされ，音楽配信サービスを購入するとアカウントから購入金額が引き落とされる。

3　資金決済法の枠組みと法律施行後の影響

(1)　資金決済法の枠組み

２で述べたように，財貨・サービスの流通形態の多様化やITの発達などを背景に，小口リテール取引の資金決済において，収納代行や代引の増加，電子マネーによる決済の増加など大きな変化が出てきている。こうした変化に対して，決済システムの安全性確保や利用者保護などにかかる制度整備が十分に対応できているかどうかといった問題意識もあり，金融審議会金融分科会第二部会において，こうした問題について議論が進められてきた。

同部会における議論において，関連する制度整備について共通の認識が得られた事項について法案化がなされ，09年３月に資金決済法が国会に提出され，同年６月に成立した。資金決済法は10年中に施行される予定である。

一方，共通認識が得られなかった事項として，収納代行や代引，ポイントサービス等にかかる制度整備があり，これらについては今後の課題とされた。(注13)

資金決済法の主な内容は，第一に，ICカード型やサーバ管理型の電子マネーにかかる制度整備を図ったこと，第二に，銀行等金融機関以外の事業者に少額の為替取引を認めるとともに，こうした業者（資金移動業者）にかかる制度整備が行われたこと，第三に，これまで法的拠り所を持たなかった内国為替決済制度の運営を資金清算業として位置づけ，その運営主体である（社）東京銀行協会を資金清算機関として位置づけたことである。資金決済法は，資金決済にかかる基本法的なものとなっている。

第一の電子マネーに関する制度整備では，ICカード型電子マネーは，前記のように，従来は商品券などと同様に前払式証票規制法によって規制されてきたが，これまで規制対象となっていなかったサーバ管理型電子マネーについても同様の規制が行われることとなり，今回，前払式支払手段としてICカード型電子マネーとともに資金決済法に取り込まれた（前払式証票規制法は廃止）。前払式支払手段は，既に述べたように，発行者からの商品等の購入にのみ使用できる自家型のものと，発行者以外の加盟店などの第三者に対しても使用できる第三者型のものとがあるが，自家型前払式支払手段の発行は届出制，第三者型前払式支払手段の発行は登録制とされている。

また，未使用発行残高の２分の１以上を発行保証金として供託することを義務づけることにより，利用者の保護を図っている。発行保証金の供託では，国債や地方債等で代用できるほか，銀行等との間での発行保証金保全契約や信託会社等との間での発行保証金信託契約でも代用可能である。なお，発行者の業務を監督するため，当局による

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

立入検査や業務改善命令の発出などが認められている。

第二の銀行等金融機関以外の事業者に少額の為替取引を認めた[注14]ことについては，こうした業務を行う資金移動業者を登録制にするとともに，資金移動業者に対して，1月を超えない範囲内で政令で定める期間ごとに，為替取引に関して負担する債務の履行を確保するために必要な金額（要履行保証額）に相当する履行保証金の供託を義務づけている。履行保証金の供託は，前払式支払手段にかかる発行保証金の供託と同様に，国債や地方債等の債券による代用や銀行等との間での履行保証金保全契約，信託会社等との間での履行保証金信託契約による代用も可能とされている。資金移動業者に対しても，当局による立入検査や業務改善命令の発出などが認められている。

第三は，為替取引にかかる銀行間の債権・債務の清算のための債務引受等を行う者を資金清算業と位置づけて，資金清算機関を免許制としたことである。具体的には，銀行間決済システムの中核的存在である内国為替決済制度（全銀システム）がこうした役割を担っており，その運営主体は（社）東京銀行協会であるので，同協会が資金清算機関としての免許を受けて，内国為替決済制度の運営にあたることとなる。これまで，法的に明確な拠り所を持たなかった全銀システムが，資金決済法によって資金清算機関として明確に位置づけられたものといえよう。

（注13） 収納代行と代引については，為替取引に該当するか否かで意見が分かれているほか，委託事業者（債権者）は一般消費者以外の者である場合が多く，自己責任を求めることが可能であって保護を図る必要がないとの考え方等がある。ポイントサービスについては，前払式支払手段と異なり，景品あるいはおまけとして無償で発行されるもので，利用範囲も限定されていることから，法規制を設ける必要はないなどの意見がある。こうした意見の相違などもあり，これらについては制度整備にかかる共通の認識が得られず，今後の課題とされた。

（注14） 少額の為替取引の具体的な内容は，今後制定される政令等で定められる見込みである。なお，少額の為替取引であっても，犯罪収益移転防止法（マネーロンダリング法）や，外為法上の本人確認義務等は適用される。

⑵　法律施行後の影響

資金決済法の最大のインパクトは，銀行等金融機関以外の業者（登録を受けた資金移動業者）に少額の為替取引を認めたことであろう。

為替取引とは，「顧客から隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動することを内容とする依頼を受けて，これを引き受けること又はこれを引き受けて遂行すること[注15]」であるとされている。これまで為替取引は銀行法等に基づいて銀行等金融機関にのみ認められ，銀行等金融機関がこれを処理する仕組みとして内国為替決済制度等があった。内国為替決済制度では，仕向銀行からの振込指図が全銀システムのコンピュータを通じて被仕向銀行に伝達され，指定の口座に振り込まれる。銀行間の資金決済は，日銀に開設されている東京銀行協会口座を受け皿として仕向銀行口座から被仕向銀行口座への振替によって処理される。

日本では，銀行等金融機関以外に送金業

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

務を行う業者は存在しないが，米欧では金融機関以外の送金業者が存在する。たとえば，近年急成長しているインターネット上での決済サービスを提供する業者は，ウェブサイト上に顧客のアカウント（口座）を設けて，別の顧客のアカウントに資金を移動させることによって送金サービスを行っている。アカウントの開設には，メールアドレスやパスワードを登録し，また，必要に応じてクレジットカードやデビットカードの登録を行う。アカウントへの入金は，クレジットカードやデビットカード等を利用し，アカウント間の資金移動にはメールアドレスやパスワードが利用される。また，アカウントからの引出しは指定の銀行口座への振込等によって行われる。(注16)

上記に例示した決済システムでは，送金は顧客のアカウント間で行われるが，最初のアカウントへの入金と最後のアカウントからの出金は銀行の決済システムに依存することになる。

日本においても，2010年に予想される資金決済法施行後は，たとえば，前記のサーバ管理型電子マネーと上記のようなウェブサイトを利用した送金などが結びついた事業展開なども考えられよう。

（注15） 平成12（あ）873 平成13年３月12日最高裁第三小法廷決定。

（注16） インターネットを利用した送金業者としてPayPalがある。PayPalは98年に米国で設立され，インターネット市場の拡大とともに成長し，02年にeBayに買収された。以後，eBayが運営するネットオークションの決済手段として急成長した。PayPalは世界中にローカライズされたウェブサイトを持っており，このウェブサイトに多数の顧客口座が存在し，送金などに利用されている。

4　小口リテール決済分野での金融機関の対応

(1)　これまでの金融機関の対応状況

前述したように，個人を対象とする小口リテールの資金決済において，事業会社の進出が目立っているが，こうした分野において，銀行などの金融機関がこれまでどのような対応をしてきたのかを整理すると，次のようになろう。

第一は，決済用現金の供給や銀行振込などを担うATMの機能強化や配置の拡大である。現金の入出金や振込・振替等の処理を行うATMは77年に導入されたが，以後，稼動時間延長や休日稼動などが実施され，コンビニや駅などへの設置も拡大し，利用者の利便性を高めてきた。また，資金決済に関する機能強化として，従来からの振込等に加えて，税金や公共料金の収納を可能にする機能なども備えてきた。

第二は，インターネットバンキングやモバイルバンキングの活用である。金融機関によるインターネットや携帯電話などを利用した金融サービスの提供は，90年代後半に始まったが，07年度末の契約口座数は，インターネットバンキングが36百万口座，モバイルバンキングが35百万口座に達している。２年前と比べると，インターネットバンキングが15百万口座，モバイルバンキングが16百万口座増加するなど，近年急速な広がりをみせている（以上金融情報システムセンター調べ）。資金決済関連の機能と

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

しては，振替・振替予約や振込・振込予約のほか，税金や公共料金等の収納も可能となっている。

ATMやインターネットバンキング・モバイルバンキングでの公共料金等の収納は，ペイジー（Pay-easy）を活用して行われる。ペイジーは，金融機関や収納企業，官公庁などが主体となって構成された日本マルチペイメントネットワーク推進協議会と，これを実際に運営する日本マルチペイメントネットワーク運営機構（上記推進協議会に参加する金融機関のみで構成）が提供する電子決済サービスのことで，01年に開始され，税金や公共料金の支払い，通販などの決済に利用されている。

第三は，小口決済において利用されるカードビジネスへの対応である。クレジットカードについては，銀行は当初は本体での発行が認められなかったため，カード子会社を設立し事業を行ってきたが，その後の規制緩和を受けて，近年ではクレジットカードを本体で発行したり，キャッシュカードにクレジットカードやデビットカード，電子マネーの機能も含めた一体型カードを発行したりするところもでている。

第四は，コンビニ収納代行の活用である。コンビニは前記のように地域に多数の店舗網を有し，年中無休で終日営業を行っている。アクセスや営業時間などにおいて競争上の優位性を持っている。これを活用する観点から，たとえば地銀64行が設立した地銀ネットワークサービス（株）では，コンビニと提携した収納代行サービスを行っており，コンビニで回収した資金の集約化やデータ整理を行うなどの業務を展開している。

以上のように，小口リテールの決済において，銀行等金融機関も種々の対応を行っており，それなりの成果も得ているが，これまでに述べたような事業会社の資金決済分野への進出を勘案した上で，今後の課題を整理すれば次のような点が考えられよう。

(2) 今後の課題

第一は，ATMやインターネットバンキング・モバイルバンキングなどの機能拡大を利用者に周知徹底すること等を通じて，利用を増やしていくことである。たとえば，ATMは現金の出し入れや通帳記帳，振込などには活用されているが，税金や公共料金等の収納が可能となっていることについては知らない利用者もいるのではないか。ペイジーによる収納機関を拡大するとともに，こうした機能を利用者に周知徹底させること等を通じて，利用度を高めていく努力が必要と思われる。

第二は，電子マネーの銀行等金融機関の本体発行についてである。銀行はこれまで，銀行窓口から引き出された現金については，その後の使用等には関与してこなかった。しかし，引き出される現金の代わりに銀行が電子マネーを発行すれば，それが実際に使用されるまでの間，無利息の資金が銀行に滞留する。それが使用された場合は加盟店手数料が収入となる。もし，その加

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

盟店が自行の取引先であった場合は，資金が引き続き自行内にとどまることも可能になる。銀行の電子マネー発行は銀行法で認められており，資金決済法（第35条）では，銀行等に関する特例として，一般の事業会社に求められている未使用残高の２分の１以上の発行保証金の供託が免除されている。また，銀行の場合は事業会社では一般に認められていない電子マネーの払戻しも可能である。(注17) もちろん，銀行が電子マネーを本体発行するには，関連するシステムの構築や加盟店開拓，加盟店へのリーダライタの設置などが必要となるが，これらに要する費用は，他の電子マネー業者へのアウトソーシングや，電子マネー発行ニーズのある事業会社との提携発行などによるコスト削減の方法もあろう。低金利が続いている状況下では，低コストの資金を集めることのメリットは大きくなく，電子マネー事業の収益性は低いが，(注18) 先々短期金利が上昇すれば収益性も上がってくる。電子マネーの本体発行によるビジネスチャンスの掘り起こしなども検討に値しよう。

第三は，資金決済法施行後に予想される送金業者との提携である。現行の送金手数料体系は，海外送金の場合手数料率はかなり高い。同法施行後に予想される海外送金業者などの参入により，こうした手数料が低下することも予想される。外国人労働者が多く存在する地域の金融機関などにおいては，こうした業者と提携することにより，１件当たりの手数料率は低下するものの取扱額の増加により，手数料総額を増やす方策なども考えられよう。

資金決済分野への事業会社の進出や今般の資金決済法の制定は，金融機関にとってこの分野での競争が激しくなる一方で，ビジネスチャンスの掘り起こしにつながる面もあることを忘れてはならないと思われる。

（注17） 銀行に対して発行保証金の供託が免除されているのは，銀行は自己資本比率規制などの厳しい監督規制を受けているためとみられている。なお，免除の対象となるのは「政令で定める要件を満たす銀行等」であり，政令によって一定の要件が付されるものとみられる。また，特別な場合を除いて，電子マネーを発行する事業会社に電子マネーの払戻しが認められていないのは，電子マネーの発行から払戻しまでが為替取引に該当するとみられるためである。銀行には為替取引が認められているため，電子マネーの払戻しが可能である。ただし，事業会社も資金決済法における資金移動業者としての登録を受ければ可能となる。

（注18） 電子マネー事業の収益性については（注９）を参照。

＜参考文献＞

・金融審議会金融分科会第二部会（2009）「資金決済に関する制度整備について－イノベーションの促進と利用者保護－」（１月14日），このほか同部会の「決済に関するワーキンググループ」の議事録および資料
・金融情報システムセンター『金融情報システム白書』（平成19～21年版）
・産業構造審議会産業金融部会・流通部会，商取引の支払に関する小委員会（2008）「商取引の支払サービスに関するルールのあり方について」（12月26日）
・高橋康文（2009）「資金決済に関する制度整備について」日本証券経済研究所『証券レビュー』第49巻第４号，４月
・日銀決済機構局（2009）「最近の電子マネーの動向について（2008年度）」BOJ Reports & Research Papers，７月
・Capgemini, RBS, EFMA, World Payments Report 2008.
（NTTデータ経営研究所による日本語訳も参照）
・FRB（2008）, The Electronic Payments Study, March.

（すずき　ひろし）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

本棚

生源寺眞一著

『新版　よくわかる　食と農のはなし』

「農業の研究に携わること30年あまり。振り返って，経済学のロジックと農業・農村の実相のあいだを木の葉のように漂い続けてきたような気がする。…皆さんと一緒に考えるための素材をいくらかでも提供できれば，筆者としては満足である」と著者自身が“あとがき”で語っているように，本書には“考えるための素材”が満ちている。1993年から2009年にかけて著者が雑誌・新聞等に掲載した52編のトピックス的な論稿をテーマごとに組み直してまとめたものであるが，取り上げられているテーマは食の量の確保と質の問題，農地制度，農政改革，米政策，中山間地域問題，都市と農村，環境保全，農業経済学の本領など多岐にわたっている。

文章のトーンは全体的に抑制されており，自説を声高に主張することはない。優れたバランス感覚を基調に，論調は謙虚で，慎み深い。しかし，静かな語り口のなかに読者は農業経済学者としての著者の筋金のような自負と農業・農村政策のあり方についての確固とした信念をそこかしこに見出すであろう。

たとえば，著者は，農業・農村は農家だけのものではない，国民共有の財産である。農地も一面では私的な資産であるけれども一面では公共性の高い財である。歴史的に多額の財政負担によって形成された土地改良ストックはなかば公的な資本でもある，と説く。また，農政改革の照準は，将来の農業・農村を支える熱意をもった世代に当てるべきであり，農地所有者といえども意欲と能力を失ったものに農地をまかせてはならないと語る。主張は，これまで安定状態にあった兼業稲作が，昭和一けた世代のリタイアとともに，持続性を急速に失いつつある農村の実状を踏まえた見解であり，決して安定兼業農家を否定しているわけではない。

最終章「農村のかたち」では，著者は農村コミュニティの今日的意義を力説している。農村社会に継承されているルールや合意形成力は無形の地域資源であり，土地や水にかかわる伝統的な地域資源保全のスタイルには，今日の社会にも通用する合理性が存在すると語る。こうした伝承型の知恵と地域の自然環境が相まって，地方色豊かな文化が形成されているとし，このような人的なつながりと，そのもとで醸成される行動規範や相互信頼を，“農村コミュニティの力”と表現している。そして，“コミュニティによって再生産される農村地域資源”と“市場経済との不断の交渉のもとにある農業経営”という日本農業の実相を踏まえ，伝統的な要素を継承しながら，新しい経済社会の技術とニーズに適合していく日本農業の姿に，「歴史の重層的な進行のひとつのモデル」を著者は見ているのであり，そこに農業・農村の明日と日本社会の進路を重ね合わせて展望しているように思われる。

食と農にかかわる難題を平易に語ってくれる良書である。

――家の光協会　2009年６月

1,575円(税込)223頁――

（常務取締役　鈴木利徳・すずきとしのり**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

情勢

2007年度の農協経営の動向

主事研究員　福田竜一

はじめに

本稿では農水省『平成19事業年度総合農協統計表』に基づき，2007事業年度の農協経営の動向を概観する。なお，08年秋に発生した世界同時不況がわが国の経済にも深刻な影響を及ぼしているが，本稿の対象はその前年である07年度の農協経営動向であることをあらかじめお断りする。

07年度は品目横断的経営安定対策（以下「経営安定対策」という）の導入年であった。これに先立ち05年には「JAグループ担い手対策基本指針」が決定された。さらに06年の第24回JA全国大会では，農協が地域農業の担い手づくりに取り組むことが決議された。

1　組合員数と職員数の動向

07年度の集計組合数は818で，対前年度増減率は△3.1%であった（第１表）。

07年度の組合員数は9,433千人で増減率は1.2%であった。うち正組合員数は4,888千人であるが，その増減率は毎年約△１%で推移している。他方，07年度の正組合員の団体数は11,085，その増減率は7.1%でプラス幅は前年度を上回った。准組合員数は4,544千人で，増減率は3.7%であった。准組合員数増減率のプラス幅は昨年度よりも縮小したが，なお堅調に増加している。

本年度より総合農協統計表に団体組合員の内訳が掲載された（第２表）。それによ

第1表　集計組合数と組合員数, 役職員数の推移

（単位　組合，団体，人，%）

	07年度		前年度増減率				
	実数	１組合あたり	03	04	05	06	07
集計組合数	818	-	△9.5	△3.6	△3.0	△4.7	△3.1
組合員	9,432,809	11,532	0.3	0.5	0.5	1.5	1.2
正組合員	4,888,449	5,976	△1.0	△1.0	△1.1	△1.1	△1.1
うち団体	11,085	14	2.9	4.3	3.1	5.9	7.1
准組合員	4,544,360	5,555	2.0	2.5	2.4	4.5	3.7
うち団体	78,033	95	△0.0	0.0	0.0	1.1	0.1
役員数	21,331	26	△4.9	△4.2	△4.0	△3.4	△3.2
うち常勤理事	2,901	4	23.9	△1.3	△2.7	△3.3	△1.9
職員数	226,008	276	△3.7	△3.1	△3.1	△2.3	△0.8
信用事業	59,155	72	△2.8	△2.8	△2.8	△2.6	△0.9
共済事業	38,976	48	2.4	3.1	0.1	0.7	0.1
購買事業	53,273	65	△6.7	△6.7	△7.1	△5.4	△3.8
販売事業	16,131	20	△2.0	△2.0	△1.8	△3.1	0.9
指導事業	16,087	20	△5.2	△4.6	△1.4	△0.5	3.8
うち営農指導員	14,323	18	△5.0	△1.6	△1.2	△1.6	1.2
その他	42,386	52	△5.6	△3.6	△2.0	0.3	△0.2
臨時・パート職員	40,288	49	△1.2	2.2	△3.0	2.1	2.5

資料　農林水産省『総合農協統計表』, 以下同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2表　団体組合員の法人形態別の数と割合

（単位　団体，社，%）

	農事組合法人	株式会社	合名会社	合資会社	その他	合計
正組合員	3,955 35.7	3,071 27.7	43 0.4	75 0.7	3,941 35.6	11,085 100.0
准組合員	5,244 6.7	12,118 15.5	409 0.5	506 0.6	59,756 76.6	78,033 100.0

（注）1　上段が実数，下段が割合（%）である。
2　その他は団体組合員数から農事組合法人，株式会社（特例有限会社を含む），合名会社，合資会社の合計数を引いて求めた。

れば，正組合員の団体の中で一番割合が大きいのは農事組合法人の35.7%であった。株式会社（特例有限会社を含む）は27.7%であった。准組合員の団体ではその他の割合が76.6%で圧倒的に大きい。

再び前掲第１表に戻り，職員数の増減率をみると，06年度からそのマイナス幅は縮小しており，07年度は△0.8%と最近５年間で最も小さかった。部門別にみると指導部門の職員数は3.8%（うち営農指導員数は1.2%）と増加に転じた。販売部門も0.9%とやはり増加に転じた。両部門での職員数増加，とりわけ営農指導員数の増加の背景として，第24回JA大会において「農業経営管理支援」に取り組むことが決議され，07年度にはJA全中と県中央会が連携した取組みが始まったことが挙げられる。これによりJA全中と県中央会との「共同取組み県」による農業経営管理支援推進が開始された。(注1) 05年度から地域ブロックとして積極的にこの取組みを推進している九州では，07年度の営農指導員数の前年比増員数は161名（対前年度増減率6.0%）に上った。

また購買部門の職員数増減率は△3.8%と，最近５年間でマイナス幅が最も小さかった。信用部門の職員数増減率は△0.9%で，マイナス幅は昨年度よりも大幅に縮小した。これまで増加してきた共済部門の職員数増減率は0.1%の微増にとどまった。

臨時・パート職員数の増減率は全体で2.5%と２年続けて増加し，その総数は40千人を超えた。なお指導部門の職員数と臨時・パート職員数の動向等は後ほどさらに詳しく分析したい。

（注１） 詳しくは池田信幸「JAグループの農業経営管理支援における課題と今後の展開方向（1）総論」『月刊JA』2008年７月号を参照のこと。なお07年度の「共同取組み県」は15県に登っており，08年度は31府県に倍増した。

2　主要事業量の動向

第３表によれば，貯金の年度末残高は823千億円で，対前年度末残高増減率は2.3%であった。プラス幅は昨年度を上回ったが，その背景には利上げや家計の安全

第3表　主要事業量の推移

（単位　億円，%）

	07年度		前年度増減率				
	実数	1組合あたり	03	04	05	06	07
貯金残高（年度末）	822,639	1,006	2.1	2.2	1.5	1.6	2.3
貸出金残高（年度末）	222,507	272	△0.3	△0.8	0.0	2.5	2.3
長期共済期末保有契約高	3,409,480	4,168	△1.9	△2.0	△2.1	△2.4	△3.1
購買事業当期供給・取扱高	32,778	40	△4.5	△2.9	△2.0	△4.2	△0.9
生産資材	22,988	28	△3.1	△0.9	△0.2	△3.7	0.0
生活物資	9,791	12	△7.1	△6.9	△5.8	△5.3	△3.1
販売事業当期販売・取扱高	43,480	53	△0.9	△1.9	△1.9	△0.3	△3.4

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

資産志向の高まりがあったとみられる。貸出金の年度末残高は223千億円で増減率は2.3%であった。貸出金の増減率のプラス幅は昨年度よりやや縮小したものの，住宅ローンの堅調な伸びを背景にして，なお２%以上を保っている。

長期共済期末保有契約高は341兆円で対前年度増減率は△3.1%であった。長期共済期末保有契約高の減少率は年々拡大しており，07年度もその傾向は変わらなかった。養老生命共済と建物更生共済は07から08年にかけて満期・払込終了契約のピークを迎えるとみられており，満期継続対策等の強化が農協系統では求められている。

購買事業当期供給・取扱高は33千億円で，対前年度増減率は△0.9%であった。うち生産資材の増減率は0.0%とこれまでの減少傾向に歯止めがかかった。また生活物資の増減率は△3.1%であったが昨年度よりもマイナス幅は縮小した。

販売事業当期販売・取扱高は43千億円で，対前年度増減率は△3.4%で昨年度よりもマイナス幅が拡大した。なお販売事業については後ほどさらに詳しく分析したい。

3　収支の動向

07年度の事業総利益の対前年度増減率は△1.3%と昨年度とほぼ同じであった（第４表）。信用事業総利益の増減率は3.2%で昨年度を上回るプラス幅であったが，逆に共済事業総利益は△5.2%と大きくマイナス幅が拡大した。購買事業総利益の増減率は△5.3%でマイナス幅はやや縮小したが，販売事業総利益は△1.5%とマイナスに転じた。

第4表　収支の推移

（単位　億円，%）

	07年度		前年度増減率				
	実数	１組合あたり	03	04	05	06	07
事業総利益	19,465	23.8	△2.5	△2.6	△1.2	△1.2	△1.3
うち信用	7,684	9.4	△1.7	△2.3	2.1	1.8	3.2
共済	5,132	6.3	△1.9	△1.2	△1.5	△1.3	△5.2
購買	3,715	4.5	△5.1	△6.3	△6.6	△6.4	△5.3
販売	1,316	1.6	0.4	△2.0	△1.0	1.6	△1.5
事業管理費	17,773	21.7	△3.9	△2.6	△2.5	△1.9	△1.3
うち人件費	12,539	15.3	△4.5	△3.3	△2.5	△1.7	△1.4
事業利益	1,692	2.1	21.8	△2.8	16.3	7.2	△1.3
経常利益	2,248	2.7	20.0	3.3	3.7	5.8	△0.9
当期剰余金	1,462	1.8	59.5	19.7	△4.3	19.0	2.7

事業管理費の増減率は03年度から05年度までは△2.5%以下で推移したが，06年度は△1.9%，07年度は△1.3%とマイナス幅は縮小している。事業管理費のうち人件費増減率のマイナス幅は04年度まで事業管理費のそれよりも大きかったが，以後は事業管理費とほぼ同じである。

このような事業総利益の減少と事業管理費増減率のマイナス幅の縮小によって07年度の事業利益の増減率は△1.3%，経常利益は△0.9%といずれも減少に転じた。なお当期剰余金の増減率は2.7%であったが，プラス幅は大幅に縮小した。

事業部門別損益の推移（第５表）をみると，信用事業における事業管理費増減率のマイナス幅は前年度を上回り，共済事業の事業管理費増減率もマイナスに転じた。しかし，農業関連と生活その他の事業管理費

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第5表　部門別損益の推移

（単位　億円，%）

	07年度		前年度増減率		
	実数	1組合あたり	05	06	07
事業総利益	19,465	23.8	△1.2	△1.2	△1.3
信用	7,684	9.4	2.1	1.8	3.2
共済	5,132	6.3	△1.5	△1.3	△5.2
農業関連	4,248	5.2	△1.9	△2.4	△1.0
生活その他	2,564	3.1	△7.0	△7.0	△6.4
営農指導	△162	△0.2	△0.9	△4.8	△4.5
事業管理費	17,773	21.7	△2.5	△1.9	△1.3
信用	5,674	6.9	△1.6	△0.6	△0.8
共済	3,478	4.3	0.1	0.0	△1.0
農業関連	4,673	5.7	△2.0	△2.7	△0.3
生活その他	2,953	3.6	△7.1	△6.3	△4.9
営農指導	995	1.2	△1.9	1.9	1.4
事業利益	1,692	2.1	16.3	7.2	△1.4
信用	2,010	2.5	18.8	10.6	16.1
共済	1,653	2.0	△4.3	△3.5	△13.1
農業関連	△425	△0.5	△3.3	△6.2	6.5
生活その他	△389	△0.5	△7.4	△0.4	5.8
営農指導	△1,158	△1.4	△1.8	0.8	0.5
当期利益	2,157	2.6	△8.5	13.5	0.7
信用	2,365	2.9	6.9	13.4	15.8
共済	1,687	2.1	△7.5	△2.2	△13.1
農業関連	△374	△0.5	20.9	△13.1	17.0
生活その他	△369	△0.5	22.8	△3.6	△3.8
営農指導	△1,151	△1.4	△0.6	0.6	1.2

増減率のマイナス幅は縮小し，営農指導部門の事業管理費は前年度に続き増加した。農業関連部門や営農指導部門でコスト削減の動きに変化がみられるが，その背景には後でみるように販売部門と指導部門での職員数増加があるとみられる。

4　品目別販売高の動向

07年度の販売事業の販売・取扱高は昨年度に比べて△1,544億円（対前年度増減率△3.4%，以下同じ）となった。以下ではその減少要因を品目別に分析したい。なお農産物価格指数のデータは全て農水省「平成19年農業物価指数」に基づく。

第１図によれば，米麦の販売・取扱高は前年度に比べて△1,122億円（△10.1%）と大幅に減少し，販売事業低迷の最も大きな要因となった。07年の価格指数の対前年比増減率は米が△2.9%，麦が△43.1%（注２）といずれも低迷している。暦年と年度ベースの違いを考慮する必要はあるが，販売・取扱高増減率を農業物価増減率で割った実質増減率は米が△4.8%，麦は3.7%で，米の販売・取扱高が米価下落以上に減少している。

一方，野菜・果実の取扱販売高は前年度と比べて264億円（1.6%）増加したが，増減率のプラス幅は縮小した。ただし，07年の価格指数の増減率は野菜が△7.0%，果実が△8.7%と低迷したため，実質増減率

第１図　販売品目別販売・取扱高の対前年度増減額の推移

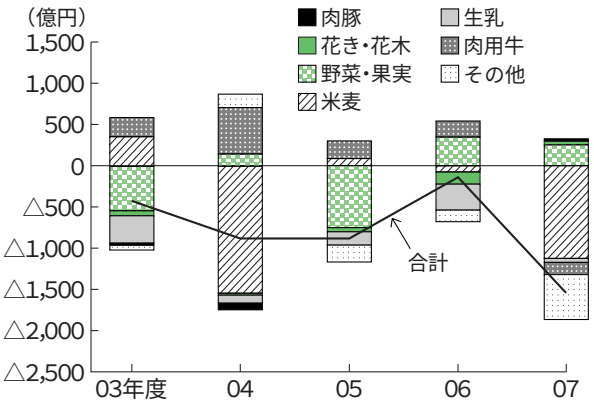

（参考）主な農産物価指数の推移（05年=100）

	03年	04	05	06	07	06／07年変化率（%）	農協販売取扱高実質増減率（%）
米	126.1	111.4	100.0	97.8	95.0	△2.9	△4.8
麦	105.7	100.1	100.0	102.2	58.2	△43.1	3.7
野菜	101.5	110.0	100.0	108.2	100.6	△7.0	10.2
果実	94.6	109.8	100.0	120.6	110.1	△8.7	8.6
畜産物	91.2	96.4	100.0	99.0	99.5	0.5	△2.0

資料　農水省「平成19年農業物価指数」
（注）　農協販売取扱高実質増減率は販売取扱高増減率を農業物価指数の増減率で割ったもの。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

はそれぞれ10.2%，8.6%のプラスとなった。

畜産物の販売・取扱高は昨年度に比べ，△175億円（△1.5%）減少した。前年度まで販売高が増加していた肉用牛が△138億円（△2.9%）と減少に転じた。生乳は△62億円（△1.5%）とやはり減少ではあるが，増減率のマイナス幅はやや縮小した。価格が上昇した肉豚は41億円（3.6%）の増加であった。この肉豚の価格上昇効果もあって畜産物価格指数の増減率は0.5%であった。しかし肉用牛価格指数の増減率は，和牛はほぼ横ばいだったものの，乳オス種が△7.8%，交雑種が△8.0%と低迷し，肉牛の低迷はあきらかである。この影響が大きく，畜産物全体での販売・取扱高の実質増減率は△2.0%となった。

以上のように米麦，野菜・果実，肉用牛という主要農産品目の価格下落を背景としてそれら品目の販売・取扱高が軒並み低迷し，07年度の販売事業は不振となった。

（注２）麦の価格指数の大幅下落には07年の奨励補助金制度変更の影響が含まれる。

第６表　営農指導員の種類別従事者数の推移

（単位　人，%）

	07年度		前年度増減率				
	実数	1組合あたり	03	04	05	06	07
耕種	3,474	4.2	△3.3	△0.9	1.9	△3.1	0.5
畜産	1,652	2.0	△4.4	△8.5	△1.1	△7.6	△5.6
野菜	4,133	5.1	△1.3	2.6	△2.4	△0.8	△1.5
果樹	1,589	1.9	△1.6	△4.1	△1.6	△2.6	△2.2
農家の経営指導	1,629	2.0	1.2	△2.1	△3.4	0.1	13.0
農業機械技術指導	320	0.4	0.0	△10.3	△19.0	△10.0	48.8
その他	1,526	1.9	△27.7	1.4	1.6	9.1	7.6
合計	14,323	17.5	△5.0	△1.6	△1.2	△1.7	1.3

第７表　農家の経営指導を行う営農指導員の地域別推移

（単位　人，%）

	実数						07年度		
	02年度	03	04	05	06	07	1組合あたり	前年度増減率	07年度・最小年度指導員数比率（注2）
北海道	455	430	405	434	421	556	4.7	32.1	1.4
東北	253	226	247	196	241	245	2.1	1.7	1.3
関東	278	326	294	311	265	301	1.5	13.6	1.1
北陸	52	64	78	89	92	100	1.3	8.7	1.9
東海	67	81	85	70	84	81	1.7	△3.6	1.2
近畿	66	43	50	53	85	69	1.1	△18.8	1.6
中国・四国	136	158	153	133	127	138	1.5	8.7	1.1
九州・沖縄	198	195	179	154	126	139	1.3	10.3	1.1

（注）１　色網掛けは02～07年度の間に各地域で最も指導員数が少なかった年度の指導員数であることを示す。
２　各地域で最も指導員数が少なかった年度の指導員数と07年度の指導員数の比率。

５　営農指導員数の増加とその地域性

営農指導員数が増加したことはすでにみた通りだが，第６表より営農指導員の種類別従事者数をみると，耕種の指導員数は07年度にはわずかに増加し，畜産や野菜，果樹はいずれも減少した。他方，農家の経営指導員の増減率は13.0%と大きく増加した。

次に農家の経営指導を行う営農指導員（以下「経営指導員」という）に焦点を当て，その地域別（注３）にみた動向を分析しよう。第７表から経営指導員数が最近５年間で最小となった年度をみると関東，中国・四国そして九州・沖縄がいずれも06年度であった。関東では増減を繰り返しながら，中国・四国や九州・沖縄ではおおむね一貫して経営

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

指導員は減少したが，農業経営管理支援体制の整備や経営安定対策導入に対応するべく増員に転じたといえる。なお07年度の経営指導員の増減率は関東が13.6%，九州・沖縄が10.3%，中国・四国が8.7%といずれも高いプラスとなった。

これに対し北陸と東海は02年度に，近畿は03年度にそれぞれ経営指導員数が最小であった。なお03年には改正農業経営基盤強化促進法が施行され，任意団体の集落営農組織でも要件を満たせば，特定農業団体として農地利用集積を行う担い手となることが認められた。03年度以後，北陸は経営指導員数を徐々に増やしていき，07年度には02年度の1.9倍の人員を確保した。近畿は07年度に03年度の1.6倍の人員を確保したが，07年度は減少した。東海は増減を繰り返しており，07年度の増減率は△3.6%，07年度の経営指導員数は最小時の1.2倍程度にとどまっている。

北海道は04年度に，東北は05年度に経営指導員数がそれぞれ最も少なく，07年度との比較でみると北海道が1.4倍，東北が1.3倍である。北海道は07年度の増減率が32.1%と07年度に大幅増員を図ったが，東北は06年度に約20%の増加に転じた。ところで，07年度の1組合あたり経営指導員の数をみると北海道は4.7人で最も多く都府県との差も格段に大きい。都府県で多いのは東北の2.1人，東海の1.7人である。これに対し北陸は1.3人，近畿は1.1人と経営指導員数はむしろ少ない。早くから経営指導員の増加に転じた北陸や近畿だが，経営指導員数の絶対数は少なく，担い手支援対策の重点化，とりわけ当地で多数設立された集落営農組織支援のため，経営指導員の増員を早急に図る必要性は，他地域以上に強かったと推察される。

さらに指導部門の増加は職員数の増加にとどまらなかった。第２図より部門別にみた臨時・パート職員の総職員数に対する割合（臨時・パート職員数／(臨時・パート職員数＋職員数)×100，以下「臨時・パート職員割合」という）の推移をみると，07年度の販売部門の臨時・パート職員割合は29.3%で昨年度より3.7ポイント上昇し，指導部門の同割合も5.6%で1.1ポイント上昇した。07年度に販売，指導部門の職員数は増加したので，両部門の臨時・パート職員数はそれを上回って増加したことになる。指導部門における職員および臨時・パート職員数増加の背景には，農業経営管理支援への取組み強化の他，経営安定対策への申請事務など，同部門での業務量が急増しているためではないかと推察される。職員だけでは膨大な業務量を消化しきれず，臨

第２図　部門別臨時・パート職員割合の推移

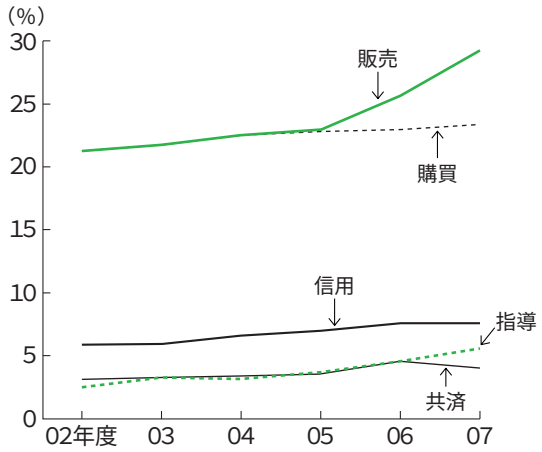

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

時・パート職員の増員で対応したことがうかがえる。

販売部門での臨時・パート職員割合の上昇はやはり人件費削減の取組みによるためと思われる。これまで臨時・パート職員数は増減を繰り返してきたが，職員数に対する割合はおおむね増加する傾向にある。

（注３）地域区分は「総合農協統計表」のそれに従う。

おわりに

農協の営農，販売事業に対する農業者の期待感は根強い。今後最も強化してほしい農協の事業として，約４割の農業者が営農指導事業を，約３割が販売事業と回答した調査結果[（注４）]もある。また09年６月に成立した改正農地法を受け，今後農協が農地利用調整にどう関与を深めるのかも大きな課題である[（注５）]。

他方，08年10月に当研究所とJA全中が実施した「JAの利用等に関するアンケート」によれば，大規模経営ほど農協との関係が多角化する傾向がみられ，その関係の強化が農協の担い手対策の重要な課題であることが浮き彫りにされた[（注６）]。

農協は営農指導機能の営農センター等への整理・集約化により指導部門の一層の効率化を進めてきたが，指導部門の職員数は07年度に増加に転じた。農業経営管理支援体制の取組みにもみられるよう，農協ではグループを挙げて担い手対応の取組みのための体制整備を進めていることがその背景にあるとみられる。ただし，これら対策は単なる指導部門の職員数の増加のみに終始することなく，農協の営農指導事業の全体的再構築につなげていく必要があろう。

なぜなら農協はこれまで事業管理費の削減を通じて経営改善を図ることに重点を置き，それは実際に着実に進んだ。だが，それが限界に達しつつあることもすでに認識されている[（注７）]。経済環境がさらに厳しさを増す中で組合員の質的変化も進行しており，農協系統は時宜に適った事業構造を構築した上で，さらに収益の拡大を図っていくことが重要な課題とされるからである。

こうした厳しい経営環境下において，農協の担い手対策は，担い手の創出・育成だけにとどまらず，それをどのようにして事業の拡大へとつなげるのか，事業戦略におけるその位置づけも明確化されなければならない。そのためには，農協によるリーダーシップの下で地域農業の担い手を結束させ，その組織化を図ることで，大規模経営と農協の関係を再構築し，農協と担い手との結びつきを確立することが１つの重要なポイントとなるであろう。

（注４）農水省「平成20年度農業協同組合の経済事業に関する意識・意向調査結果」

（注５）櫻井勇「問われるJAの存在―農地問題のゆくえ―」『経営実務 09』2009年６月号を参照。

（注６）詳しい内容は内田多喜生「組合員・地域住民の農とのかかわりと農協とのつながり」『農林金融』2009年７月号を参照。

（注７）09年10月開催予定の第25回JA大会組織協議案においてもすでに合理化効果が一巡しつつあるとの認識が示されている。JA全中総合企画部総合企画課「第25回JA全国大会組織協議案の概要について」『月刊JA』2009年７月号を参照。

（ふくだ　りゅういち）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2008

A4判，190頁
頒価　2,000円（税込）

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお，CD－ROM版をご希望の方には，有料で提供。

〈頒布取扱方法〉

編　　集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12　TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794

発　　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8　TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

〈発行〉　2008年12月

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(63)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(63)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(63)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(64)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(64)
6．農業協同組合　主要勘定……(64)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(66)
8．漁業協同組合　主要勘定……(66)
9．金融機関別預貯金残高……(67)
10．金融機関別貸出金残高……(68)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3233）7746
ＦＡＸ 03（3233）7794

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2004. 6	**38,600,684**	**5,103,376**	**14,564,660**	**1,850,074**	**33,897,756**	**16,110,719**	**6,410,171**	**58,268,720**
2005. 6	**40,567,680**	**4,660,352**	**14,361,127**	**2,266,023**	**36,444,591**	**13,855,746**	**7,022,799**	**59,589,159**
2006. 6	**38,961,037**	**4,783,105**	**21,147,911**	**307,193**	**44,388,497**	**10,745,422**	**9,450,941**	**64,892,053**
2007. 6	**39,750,849**	**4,572,139**	**21,072,254**	**146,481**	**41,415,744**	**12,101,237**	**11,731,780**	**65,395,242**
2008. 6	**39,906,165**	**4,939,485**	**15,246,265**	**950,337**	**37,626,352**	**8,413,355**	**13,101,871**	**60,091,915**
2009. 1	37,379,516	5,176,548	15,667,082	2,770,824	36,663,980	9,699,215	9,089,127	58,223,146
2	38,560,404	5,219,717	19,149,106	3,077,530	40,153,251	10,379,042	9,319,404	62,929,227
3	37,327,269	5,255,031	18,640,726	1,851,473	39,534,480	10,677,799	9,159,274	61,223,026
4	38,002,068	5,285,214	23,559,143	3,867,460	44,043,650	9,588,965	9,346,350	66,846,425
5	37,610,850	5,316,583	23,849,286	3,607,251	45,111,723	8,910,900	9,146,845	66,776,719
6	37,504,347	5,352,321	24,293,980	2,824,096	45,375,015	9,913,022	9,038,515	67,150,648

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2009年6月末現在　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	30,539,594	−	489,590	67	102,391	−	31,131,642
水産団体	1,138,535	−	66,433	4	3,773	−	1,208,745
森林団体	8,944	13	6,746	14	176	−	15,894
その他会員	745	−	1,534	−	−	−	2,279
会員計	31,687,818	13	564,304	85	106,340	−	32,358,560
会員以外の者計	607,480	34,567	299,046	95,442	4,088,213	21,041	5,145,787
合計	**32,295,298**	**34,580**	**863,350**	**95,526**	**4,194,553**	**21,041**	**37,504,347**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計　374,013百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2009年6月末現在　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	54,817	4,678	86,717	0	146,213
	開拓団体	207	18	−	−	225
	水産団体	14,412	3,799	11,249	36	29,497
	森林団体	2,691	6,382	1,453	47	10,573
	その他会員	20	219	40	−	279
	会員小計	72,147	15,096	99,460	83	186,786
	その他系統団体等小計	130,633	27,099	33,529	28	191,290
	計	202,780	42,195	132,989	111	378,076
関連産業		2,093,447	41,427	1,488,158	8,637	3,631,669
その他		5,728,516	7,315	167,399	50	5,903,278
合計		**8,024,743**	**90,937**	**1,788,546**	**8,798**	**9,913,023**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金 当座性	預金 定期性	預金 計	譲渡性預金	発行債券
2009. 1	5,431,305	31,948,211	37,379,516	5,590	5,176,548
2	6,731,580	31,828,824	38,560,404	3,200	5,219,717
3	5,660,408	31,666,861	37,327,269	−	5,255,031
4	6,125,465	31,876,603	38,002,068	−	5,285,214
5	5,489,330	32,121,520	37,610,850	6,100	5,316,583
6	5,193,252	32,311,095	37,504,347	10,000	5,352,321
2008. 6	6,445,001	33,461,164	39,906,165	1,300	4,939,485

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券 計	有価証券 うち国債	商品有価証券	買入手形	手形貸付
2009. 1	74,165	2,696,659	36,663,980	14,247,460	10,665	−	99,744
2	82,498	2,995,031	40,153,251	14,328,706	11,707	−	102,524
3	94,010	1,757,463	39,534,480	14,115,853	10,651	−	100,651
4	91,325	3,776,134	44,043,650	14,270,942	19,623	−	94,457
5	110,799	3,496,452	45,111,723	14,450,410	10,627	−	91,213
6	89,102	2,734,993	45,375,015	13,530,033	7,124	−	90,936
2008. 6	99,427	850,909	37,626,352	8,980,935	19,440	−	102,729

（注）1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。　4 2005年3月，科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 計	貸方 貯金 うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
2009. 1	51,285,203	49,627,688	456,255	363,287	1,348,202
2	51,538,775	49,662,361	470,665	413,288	1,398,610
3	50,891,675	49,209,955	426,152	518,785	1,446,606
4	51,167,413	49,343,932	532,111	518,860	1,456,737
5	51,064,933	49,469,459	636,889	518,859	1,457,299
6	52,053,276	49,959,097	561,059	521,993	1,469,158
2008. 6	51,736,709	49,581,242	620,799	307,741	1,308,283

（注）1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年４月からコールローンは，金融機関貸付から分離。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 当座性	貸方 貯金 定期性	貸方 貯金 計	貸方 借入金 計	貸方 借入金 うち信用借入金
2008. 12	25,153,066	58,761,983	83,915,049	530,550	364,862
2009. 1	24,673,785	58,687,695	83,361,480	541,734	376,809
2	25,187,959	58,528,209	83,716,168	547,105	381,548
3	25,164,889	58,144,727	83,309,616	548,384	381,333
4	25,491,064	58,233,813	83,724,877	551,788	384,673
5	25,263,213	58,514,750	83,777,963	574,060	402,757
2008. 5	24,886,748	57,500,300	82,387,048	578,193	410,531

（注）1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。　2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
738,000	4,435,751	2,040,833	8,446,908	58,223,146
664,000	4,709,636	2,040,833	11,731,437	62,929,227
510,000	4,077,454	3,421,370	10,631,902	61,223,026
587,000	4,512,575	3,421,370	15,038,198	66,846,425
774,000	4,160,948	3,421,370	15,486,868	66,776,719
613,000	5,298,159	3,421,370	14,951,451	67,150,648
979,005	5,050,128	2,016,033	7,199,799	60,091,915

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
7,457,613	2,127,464	14,392	9,699,215	1,874,635	7,203,827	58,223,146
8,152,960	2,108,406	15,150	10,379,042	1,545,163	7,762,535	62,929,227
8,572,340	1,994,497	10,309	10,677,799	1,155,692	7,992,931	61,223,026
7,584,548	1,900,285	9,674	9,588,965	1,498,312	7,828,416	66,846,425
6,967,374	1,842,952	9,359	8,910,900	1,793,332	7,342,886	66,776,719
8,024,742	1,788,545	8,798	9,913,022	1,711,415	7,319,977	67,150,648
6,519,123	1,778,311	13,190	8,413,355	1,691,600	11,390,832	60,091,915

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
71,364	29,362,818	29,233,018	15,000	409,544	16,640,250	6,966,461	1,282,534
77,161	29,723,098	29,599,011	0	406,244	16,706,720	6,938,923	1,266,582
68,810	27,877,320	27,743,057	0	332,760	16,378,012	7,199,801	1,557,849
83,102	28,254,405	28,130,333	0	409,318	16,863,306	7,117,804	1,557,789
61,395	28,178,666	28,057,549	20,000	403,945	17,073,319	7,106,512	1,540,569
59,672	29,139,258	29,028,117	0	405,335	16,900,664	7,033,101	1,526,615
47,952	29,989,506	29,818,019	0	408,195	17,126,748	6,472,467	1,325,283

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
438,251	57,366,799	57,092,053	4,781,574	1,489,969	22,826,722	273,121	759
377,880	56,779,192	56,524,197	4,850,007	1,518,527	22,813,877	271,471	758
363,936	57,023,868	56,770,570	4,868,220	1,518,568	22,903,072	269,667	757
371,951	56,166,190	55,913,584	4,823,443	1,505,994	23,512,603	270,416	751
397,686	56,502,002	56,260,212	4,916,703	1,575,801	23,463,148	270,728	741
374,837	56,186,290	55,941,143	4,953,720	1,611,791	23,756,624	270,755	741
380,228	56,286,119	56,026,206	4,710,679	1,634,873	22,604,174	278,128	787

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2009. 3	2,025,547	1,353,206	3,483	55,193	14,808	1,272,230	1,239,884	168,359	596,985
4	1,998,591	1,352,805	3,541	55,182	14,285	1,245,035	1,219,003	166,277	598,947
5	1,995,708	1,351,126	3,541	55,166	13,977	1,237,962	1,211,583	165,854	604,465
6	2,021,463	1,375,500	3,540	55,194	13,992	1,262,249	1,236,924	163,558	603,780
2008. 6	2,013,361	1,375,160	3,651	54,285	13,591	1,261,991	1,235,123	156,346	619,190

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2009. 1	893,330	513,760	158,667	120,414	117,027	7,867	857,565	845,410	6,726	225,894	7,599	170
2	891,393	510,939	158,207	120,341	119,305	6,945	856,391	845,317	5,228	224,254	8,815	169
3	899,370	510,530	156,947	117,703	118,293	8,737	860,257	848,982	5,228	223,378	8,089	168
4	883,370	506,160	159,186	117,651	118,426	8,417	842,526	830,966	4,728	223,909	8,558	166
2008. 4	886,688	511,965	172,887	131,187	119,175	8,180	838,175	825,506	6,847	239,564	8,956	174

（注） 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金（2009年4月より共済借入金を含まない）。
4 貸出金計は信用貸出金・共済貸付金（2009年4月より共済貸付金を含まない）。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2006. 3**	**788,653**	**486,640**	**2,507,624**	**1,888,910**	**541,266**	**1,092,212**	**159,430**
	2007. 3	**801,890**	**496,044**	**2,487,565**	**1,936,818**	**546,219**	**1,113,773**	**160,673**
	2008. 3	**820,756**	**509,860**	**2,525,751**	**1,956,991**	**555,619**	**1,137,275**	**163,300**
	2008. 6	834,277	517,367	2,522,926	1,992,541	561,648	1,155,357	165,028
	7	829,555	515,752	2,494,784	1,964,304	555,851	1,149,392	164,184
	8	833,420	517,512	2,467,667	1,973,805	558,050	1,156,253	165,016
	9	828,063	510,327	2,492,534	1,959,024	556,280	1,154,027	165,282
	10	831,796	511,524	2,479,419	1,941,852	550,976	1,148,779	164,111
	11	832,096	511,902	2,515,687	1,962,888	554,681	1,150,106	163,834
	12	839,150	516,665	2,490,156	1,986,613	562,146	1,164,845	165,426
	2009. 1	833,615	512,852	2,495,172	1,967,493	556,744	1,154,008	164,312
	2	837,162	515,388	2,509,446	1,985,512	560,267	1,161,888	164,530
	3	833,096	508,917	2,575,584	2,002,165	560,995	1,154,531	163,634
	4	837,248	511,674	2,557,908	2,013,275	564,239	1,167,756	164,878
	5	837,779	510,649	2,543,925	2,018,537	564,363	1,165,220	164,563
	6	P 848,089	520,533	2,571,576	2,036,327	569,483	1,175,838	P 165,909
前年同月比増減率	**2006. 3**	**1.5**	**0.6**	**1.5**	**0.5**	**0.3**	**1.7**	**2.1**
	2007. 3	**1.7**	**1.9**	**△0.8**	**2.5**	**0.9**	**2.0**	**0.8**
	2008. 3	**2.4**	**2.8**	**1.5**	**1.0**	**1.7**	**2.1**	**1.6**
	2008. 6	2.2	2.5	1.5	1.9	1.3	2.0	1.4
	7	2.0	2.5	1.2	1.9	1.4	2.1	1.4
	8	2.2	1.8	1.0	2.7	2.0	2.5	1.6
	9	1.9	1.2	2.0	1.4	0.8	1.7	1.1
	10	1.9	0.8	1.3	1.6	0.7	1.6	0.9
	11	1.9	0.4	0.4	2.0	1.1	1.8	0.8
	12	1.5	0.1	1.2	1.6	0.7	1.4	0.3
	2009. 1	1.5	0.1	0.6	1.9	1.3	1.6	0.8
	2	1.6	0.2	0.8	2.7	1.5	1.9	0.7
	3	1.5	△0.2	2.0	2.3	1.0	1.5	0.2
	4	1.7	△0.2	1.6	2.3	1.3	1.7	0.4
	5	1.7	0.2	1.2	2.8	1.6	1.8	0.5
	6	P 1.7	0.6	1.9	2.2	1.4	1.8	P 0.5

（注） 1 農協，信農連は農林中央金庫，信用金庫は信金中央金庫調べ，信用組合は全国信用組合中央協会，その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は，月次数値の公表が行われなくなったため，掲載をとりやめた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2006. 3**	**207,472**	**50,018**	**1,864,176**	**1,401,026**	**＊ 410,095**	**626,706**	**93,078**
	2007. 3	**212,165**	**51,529**	**1,808,753**	**1,442,604**	**＊ 416,504**	**634,955**	**93,670**
	2008. 3	**215,983**	**52,468**	**1,804,791**	**1,480,672**	**＊ 426,428**	**635,433**	**93,828**
	2008. 6	217,915	51,472	1,809,150	1,475,748	＊ 423,375	630,413	93,075
	7	218,836	51,787	1,809,638	1,480,549	＊ 423,805	631,571	93,219
	8	218,996	52,671	1,807,710	1,485,052	＊ 424,632	633,797	93,333
	9	219,723	53,020	1,800,697	1,492,928	＊ 427,488	638,492	93,691
	10	219,760	54,634	1,835,612	1,495,606	＊ 425,729	635,823	93,416
	11	219,911	55,076	1,860,324	1,509,105	＊ 427,764	638,758	93,646
	12	219,321	56,104	1,905,356	1,536,974	＊ 433,547	649,019	94,536
	2009. 1	219,206	56,840	1,886,808	1,532,818	＊ 431,592	646,017	94,522
	2	219,614	56,723	1,893,904	1,533,454	＊ 431,396	646,615	94,047
	3	223,748	56,420	1,897,811	1,544,616	432,999	648,785	94,073
	4	223,152	55,600	1,885,907	1,530,286	430,019	643,668	93,554
	5	226,154	55,659	1,877,806	1,530,795	430,952	644,816	93,601
	6	P 226,986	55,065	1,859,204	1,524,164	429,734	642,435	P 93,277
前年同月比増減率	**2006. 3**	**△0.2**	**1.9**	**1.5**	**2.2**	**2.1**	**0.9**	**1.4**
	2007. 3	**2.3**	**3.0**	**△3.0**	**3.0**	**1.6**	**1.3**	**0.6**
	2008. 3	**1.8**	**1.8**	**△0.2**	**2.6**	**2.4**	**0.1**	**0.2**
	2008. 6	1.9	2.0	0.7	3.1	＊ 2.2	0.2	△0.1
	7	2.1	2.1	1.3	3.3	＊ 2.4	0.6	0.1
	8	2.0	3.0	0.8	3.6	＊ 2.6	0.9	0.1
	9	2.2	1.9	1.1	2.9	＊ 1.9	0.5	△0.3
	10	2.6	4.1	3.8	3.8	＊ 2.3	1.0	△0.2
	11	2.8	5.4	4.5	4.4	＊ 2.5	1.5	△0.2
	12	2.9	6.7	5.4	4.6	＊ 1.9	1.7	△0.1
	2009. 1	3.2	8.2	4.2	5.2	＊ 2.5	2.4	0.8
	2	3.3	8.0	4.6	4.8	＊ 2.4	2.7	0.4
	3	3.6	7.5	5.2	4.3	1.5	2.1	0.3
	4	3.8	7.6	5.0	4.1	1.6	2.3	0.3
	5	3.8	6.7	4.6	3.8	1.5	2.1	0.2
	6	P 4.2	7.0	2.8	3.3	1.5	1.9	P 0.2

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。
3 農協には共済貸付金・農林公庫（貸付金）を含まない。
4 ゆうちょ銀行の貸出金残高は，月次数値の公表が行われなくなったため，掲載をとりやめた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。